令和4年3月定例会

令和4年3月9日(水曜日)

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長 細 矢 誓 子 副議長

出 席 議 員(13名)

3番 槙 義 1番 出 田 桂 司 議員 藤 隆 議員 2番 齌 正 議員 吉 議員 弘 4番 佐 藤 修 議員 5番 田 芳 美 6番 東海林 信 議員 7番 四 部 恭 平 議員 8番 松 田 收 作 議員 9番 丹 野 貞 子 議員 10番 木 村 章 議員 11番 石 光洋 議員 12番 細 矢 誓 子 議員 垣

13番 漆 山 光 春 議員

勝己

山

石

欠 席 議 員(0名)

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

教育主幹兼指導主事

真 木 邦 弘 事 務 局 長 齋 藤 淳 議 事 係 長 嶋 田 愛 総 括 主 任

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森 谷俊 雄 町 長 河 内 耕 治 副 町 長 防災 • 危機管理監兼 真 木 吉 雄 監 査 委 員 後 藤 浩 総務課長 政策推進監兼 章 総務課主幹 野 木 秀 牧 隆 博 企画財政課長 宇 野 勝 まちづくり推進課長 矢 作 勳 税務町民課長 農林振興課長併 堀 米 清 也 健康福祉課長 増 Ш 仁 農業委員会事務局長 藤 晃 商工観光課長 都市整備課長 佐 須 藤 俊 会計管理者兼 岸 今 部 憲 治 上下水道課長 康 彦 会 計 課 長 学校教育課長 場 生涯学習課長 鈴 木 淳 子 秋 弘 昭

◎議事日程

令和4年3月9日(水) 午前9時開議

追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程

議員発議第3号 ロシアによるウクライナ侵攻に関する決議について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

議員発議第3号 ロシアによるウクライナ侵攻に関する決議について

議事日程第2号

日程第1 一般質問

散会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

◎ 開 議

午前9時

〇漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、板坂教育長が当面の間、欠席になりますので、石山教育主幹兼指導主事の出席を認めております。ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が 生じましたので、議会運営委員会の開催をお 願いします。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まり くださるようお願いします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休憩 午前9時00分

再 開 午前9時09分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに 決定しました。

これから追加議事日程を配付させますので、 配付が終わるまでそのまま休憩します。

休 憩 午前9時10分

再 開 午前9時12分

〇漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

〇漆山光春議長 追加議事日程第1号に入ります。

日程第1、議案の上程を行います。

議員発議第3号ロシアによるウクライナ侵 攻に関する決議についてを上程します。

○漆山光春議長 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「議会運営委員会委員長3番槙正義議員」

○3番(槙正義議員) 議員発議第3号ロシアに よるウクライナ侵攻に関する決議について提 案理由の説明を申し上げます。

連日のマスコミ報道にもありますように、 ロシアによるウクライナ侵攻が日々激化して おり、武力攻撃は罪のない民間人にも被害が 広く広がっているほか、原発施設などへの攻 撃にも及んでいます。

内容につきましては、議案の朗読をもって 説明に代えさせていただきたいと思います。

それでは、決議案を読み上げさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻に関する決議。 去る2月24日、ロシアは世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの侵攻を開始した。さらに現在は、核の力を背景に国際社会の安定を一層脅かしている。ロシア軍の侵攻により多くの人々が住み慣れた地を追われ、避難を余儀なくされている。武力攻撃は居住地にも及び、幼い命が奪われるなど罪のない民間人にも被害が広がっている。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

ここに、本議会は、ロシア軍による攻撃や ウクライナの主権侵害に抗議するとともに、 世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即 時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際 法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月9日。

山形県河北町議会議長漆山光春。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようにお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

- **○漆山光春議長** 以上で、提案理由の説明を終わります。
- ○漆山光春議長 日程第3、議案の審議、採決を 行います。

お諮りします。

審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

○漆山光春議長 議員発議第3号ロシアによるウクライナ侵攻に関する決議についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。 (「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員発議第3号ロシアによるウクライナ侵攻に関する決議については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 日程第1、一般質問を行います。 本定例会における一般質問の通告者は10名 であります。質問の順序については、お手元 に配付のとおりであります。

1番目は5番吉田芳美議員、2番目は9番

丹野貞子議員、3番目は3番槙正義議員、4 番目は12番細矢誓子議員、5番目は10番木村 章一議員、6番目は1番岡田桂司議員、7番 目は4番佐藤修二議員、8番目は8番松田收 作議員、9番目は7番阿部恭平議員、10番目 は2番齋藤隆議員、以上のとおり決定してお ります。

本日は、10番木村章一議員までとします。 順序に従い、一般質問を進めてまいります。 一般質問の時間は、答弁を含めて60分であ ります。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で 打ち切ります。

質問通告書

| 質問者氏名 | 質問事項 | 質 問 要 旨 |
|-----------|-------------|----------------------------|
| 5番 吉田芳美議員 | 1 新型コロナウイル | (1) 65歳以上の高齢者への3回目ワクチン接種の最 |
| | ス感染症対策につい | 新状況と終了時期について |
| | て | (2) 64歳以下の3回目ワクチン接種について |
| | | (3) 5歳から11歳までの接種事業を並行することで |
| | | の混乱はないのかについて |
| | | (4) 自宅待機する「濃厚接触者及び在宅療養者」へ |
| | | の県と町のサポート体制について |
| | 2 町道の整備事業(ひ | (1) 令和3年度の予定事業である、用地取得及び物 |
| | なの湯周辺) 高関下野 | 件補 償・道路改良工事の進捗状況などを伺う。 |
| | 線・下野真木線の開通 | (2) ひなの湯前交差点は事故の危険性が極めて高 |
| | 時期について | い。道路延長430mの完成時期はいつなのか伺う。 |
| | 3 第68回西村山駅伝 | (1)コミュニティセンターの解体に伴い、今後の「河 |
| | 競走大会「河北町中継 | 北中継所」をどの様に考えているか伺う。 |
| | 所」について | (2) 選手の最後の力走に繋がり、尚且つ、町民が安 |
| | | 全に声援出来る環境を整えることについて |
| 9番 丹野貞子議員 | 1 女性活躍のために | (1)生理の貧困の問題とジェンダーに関する教育の推 |
| | は、ジェンダー平等の | 進について |
| | 教育の推進が必要で | (2) 小中学校における生理用品の配備とジェンダー |
| | あることについて | に関する教育の推進について |
| | | (3) 小中学校のトイレへの生理用品の配備について |
| | 2 「男女共同参画推 | (1) 河北町イクボス推進の取組の経過と内容につい |
| | 進」のための「河北町 | て |
| | イクボス推進」の取組 | (2) 男性の育児休業取得の推進について |
| | について | (3) 令和元年6月14日「イクボス宣言式」から庁舎 |
| | | 内の雰囲気はどうか。 |
| | | (4) 課題と今後の取組について |
| 3番 槙 正義議員 | 1 県立河北病院と寒 | (1) 令和2年7月、両病院の統合と新たな医療体制 |

河江市立病院の統合 を軸にした西村山地 域の新たな医療体制 長の対応について

- 検討の報道から1年6か月が経過しているが、こ れまで山形県、地域医療構想調整会議の動きはど うか。また、県議会の動きについても伺う。
- 検討の動きと森谷町 (2) 森谷町長は県立河北病院の存続と、新たな西村 山地域の医療体制確立という2つの課題にどのよ うに向き合い対応していくか伺う。
 - (3) 令和元年11月に立ち上げた「地域医療と県立河 北病院を考える会」の具体的活動について伺う。
- 除雪、雪押し場の確 保、雪下ろし支援事業 等の雪対策について
- 2 高齢者世帯の間口 (1) 75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に間口除雪 を実施しているが、町道以外の県道、国道に面し た間口除雪の実施に向けた検討について。また、 この冬の間口除雪実施世帯数と課題について伺
 - (2) 円滑な道路除雪に取り組むため雪押し場の確保 等の取り組みに対し、河北町地域振興総合交付金 の加算事業として今年度から「地域共助除雪事業」 を設けているが、その活用状況と課題について伺
 - (3) 本町では豪雪対策本部が設置されると、住民税 非課税世帯を対象に70歳以上の高齢世帯等の雪下 ろし支援事業が行われているが、今年の実施状況 と課題について。また、70歳以上とした根拠につ いて伺う。新たな雪下ろし支援事業として、雪下 ろしを自力で行うことが困難な65歳以上の高齢者 等のみの世帯を対象に行い、非課税世帯と課税世 帯に区分して経費負担の補助を行う検討について 伺う。
 - (4) この冬から実施された「町道除雪促進事業」は、 道路除雪計画の中でどのような役割を担ったの か、活動状況について伺う。
 - (5) 今年の除雪に関する専用ホットライン(雪の総 合窓口)への苦情・要望等は何件寄せられ、どんな ものが多いか。寄せられた意見等を含め、今年の 除雪についての課題と教訓は何か伺う。

- 時の応援職員派遣に ついて
- 12番 細矢誓子議員 1 本町における災害 (1) 本町において災害協定を結んでいる自治体及び 結んでいない自治体への職員の派遣はされたのか
 - (2) 本町のプッシュ型の派遣についての見解は

- (3) 派遣先とは、これまでどのような方法で派遣条 件を決定していたかについて (4) 本町の「受援体制」について (5) 一般職員の災害派遣について 高齢ドライバーの (1) 本町での後付けアシスト器具取付の推進につい 安全運転に寄与する 7
 - ついて
 - 後付けアシスト器具 (2) 後付けアシスト器具の周知について
 - 取付の推進と助成に (3) 後付けアシスト器具取付に補助金を交付するこ とについて

- 荒小屋などの排水機 場は、排水できる水位 を向上させるため、国 交省の基準に合わせ、 吐出水槽の上端を現 況の堤防高さ以上に なるように、見直し改 修を求めるべきでは ないか。
- 10番 木村章一議員 | 1 渋川や村山新田川、|(1) 白水川の荒小屋地区にある排水機場の吐出水槽 の高さは、現況堤防より目測で1.5mほど低いの で、町として関係機関に、見直し改修を要請すべ きではないか。
 - (2) 渋川排水機場の吐出水槽の高さは、現況堤防よ り目測で0.8mほど低く、村山新田川排水機場の吐 出水槽の高さも、現況堤防より目測で0.8mほど低 いので、町として関係機関に、見直し改修を要請 すべきではないか。
 - (3) 押切地区にある、災害復旧が完了した排水機場 の吐出水槽に相当する施設の高さは、現況堤防よ り目測で3mほど低いので、町として早急に改修 すべきではないか。
 - と国民の暮らしを守 るため、町民に大規模 な省エネと再生可能 エネルギー活用の支 べきではないか。
 - 2 気候危機から、町民 (1) 町民が家庭における省エネルギーの取り組みと して、例えば冷暖房エアコンなど熱効率の高いも のや、CO2発生が少ないものを選定することなど への支援や、安価になれば電気自動車などへの切 替などを支援すべきではないか。
 - 援を、町として進める (2) 町民世帯の使用電力を再生エネルギーへ切り換 えて、特にCO2排出の39%をしめる発電所で石炭 火力をなくし、放射能汚染の危険がある原発など から、再生可能エネルギー活用に切り替えるため の誘導・支援をすべきではないか。
 - (3) 町内で再生可能エネルギー発電をするため、農 業のソーラーシェアリングや、遊休農地活用の太 陽光発電などについて、支援すべきではないか。
 - (4) 再生可能エネルギーによる電力の利用、税金の 優遇、補助金の申請、脱炭素に有効な製品・サー

| | | ビスの選択など、住民や地元企業に専門的なアド |
|-----------|-------------|----------------------------|
| | | バイスを行える支援窓口を、環境省、都道府県と |
| | | 連携を強化しながら、設置すべきではないか。 |
| 1番 岡田桂司議員 | 1 「田んぼダム」の活 | (1) 町報に取り上げられた「田んぼダム」での水害 |
| | 用を実施することで、 | 対策は紹介だけでないのか。町は具体的な活用を |
| | 内水被害の軽減を図 | どのように考えているのか、お聞きしたい。 |
| | ることについて | (2) 田んぼの水管理はかけ流しが多いと聞くが、水 |
| | | 管理が正しく行われていなければ「田んぼダム」 |
| | | にはなりません。現状の認識、課題など、どのよ |
| | | うに把握しているのか、お聞きしたい。 |
| | | (3) 「田んぼダム」を活用した水害被害の軽減を図 |
| | | る対策について |
| 4番 佐藤修二議員 | 1 溝延桜堤について | (1) 町民が願う桜の名所に相応しい整備をはかるこ |
| | | とについて |
| 8番 松田收作議員 | 1 押切吉田地区の築 | (1) 最上川本流の河道掘削の状況について |
| | 堤の整備状況と今後 | (2) 花ノ木地区の仮置き場の問題点について |
| | の予定を問う。 | (3) 最上川の築堤と県管理河川の関連整備の今後を |
| | | 伺う。 |
| 7番 阿部恭平議員 | 1 人口減少対策とし | (1) 既存施策の効果と課題について |
| | てUターン者を増や | (2) 河北町専門就職サイトの開設について |
| | すため、若者への就職 | (3) 就職活動への金銭的補助について |
| | 支援について | |
| 2番 齋藤 隆議員 | 1 インボイス制度(適 | (1) 来年10月導入を予定しているインボイス制度の |
| | 格請求書等保存方式) | メリットとデメリットをどう捉えているか。 |
| | の問題点について | (2) 農家やシルバー人材センターの会員にも影響が |
| | | 及ぶことについてどう考えるか。 |
| | | (3) 広報かほく等で分かりやすい制度解説を行うべ |
| | | きと考えるがどうか。 |
| | | (4) 町村会を通じて国に対し導入の中止を求めるべ |
| | | きと考えるがどうか。 |

○添山光春議長 それでは、一般質問に入ります。 最初に、5番吉田芳美議員の一般質問を行います。

「5番吉田芳美議員」

○5番(吉田芳美議員) おはようございます。 3月定例議会、5番、一般質問を行います。 質問事項の1、新型コロナウイルス感染症 対策についてお伺い申し上げます。

感染力の強いオミクロン株により、感染拡大が全国で続いています。山形県も3桁に及ぶ感染者が連日発生しております。河北町も2月に入り、毎日のように感染者が確認され、

その傾向は3月も続いており、町民の誰もが 強い危機感を感じ、不安な状況で生活をして おります。

高齢者の3回目ワクチン接種については、 河北町は県内自治体の中でも前倒しにより、 1月18日から開始されました。町民は連日の 感染報道を受け、自分の命を守るため、家族 を守るため、周囲の人を守るため、一刻も早 いワクチン接種を希望しています。

既に万全の準備の下で接種中と思いますが、今般のワクチン接種は変化点があります。国の方針転換により、接種間隔が高齢者が6か月に、一般は7か月に短縮され早くなり、モデルナワクチンが新たに追加されました。今後は、国からのワクチンの供給に合わせ、今日はファイザー、明日はモデルナと交互接種も日程化されました。また、ファイザーとモデルナでは、ワクチン保管の設定温度や容器の量も異なり、これまでより管理が複雑化しております。

5歳から11歳用ワクチンはファイザー製となり、全てファイザー製となり、成人用とはキャップの色違い、薬液の薄め方や、接種の量も少ないので、1瓶で10回分、保護者立会いも新たな試みです。

以上のことから、看護師さんらの負荷が増 していることが懸念されます。医療現場の使 命感だけに頼ることのない管理が必要です。 町民が安心して接種が受けられる品質管理体 制を伺います。

次に、濃厚接触者及び感染者や家族へのサポート体制について伺います。

診療・検査結果により、保健機関から連絡を受けながらも、無症状や軽度として自宅で経過観察をしている方が増えていますが、保健所や医療機関からの的確なサポートが得られているのか伺います。

また、町における生活環境のバックアップ

などの実態について伺います。

4点質問します。

1点目は、65歳以上の高齢者への3回目ワクチン接種の最新状況と終了時期。

2点目は、64歳以下の3回目ワクチン接種 について。

3点目は、5歳から11歳までの接種事業を 並行することでの混乱について。

4点目は、自宅療養する濃厚接触者及び感染者等の在宅療養者への県と町のサポート体制について伺います。

続きまして、質問事項の2に入らせていた だきます。

町道の整備事業、高関下野線・下野真木線 の開通時期についてお伺いいたします。

ひなの湯周辺の町道整備事業が進行中ですが、事業全体の進捗状況と国の社会資本整備 事業財源の獲得に向けた取組状況について伺います。

令和元年6月議会の一般質問において、元年度の予算3,345万円の申請に対して、内示額が2,544万円と予算対比で77%、令和2年、令和3年度も同様に財源獲得が厳しく、事業進展につながっていないのではないでしょうか。

森谷町長は、重点配分枠となる交通安全対 策関連に位置づけることを視野に事業推進を 図ると当時答弁されましたが、その後の状況 について伺います。

ひなの湯前の交差点は、町を南北に抜ける 主要な通りとなり、数年前の交通量調査によれば、12時間で7,233台との統計がありました が、現在はさらに増加の一途にあると考えま す。ひな産直がオープンして4年が経過し、 年を追うごとに活気あふれる産直に成長して きております。来店者、来店車両の増加に伴い、ひやっとすることが職員やお客さんが感 じております。入り口と出口が1か所しかない交差点です。町の交流エリアです。ひなの 湯、ひなの宿、町民プール、ひな産直に向かうお客さんや出入り業者さん、そして農作業に向かう地域の農家の皆さんが安心して往来可能な下野真木線、L字道路の早期開通を求めます。

2点質問いたします。

1点目は、令和3年度の予定事業である、 用地取得や物件補償・道路改良工事の進捗状 況について伺います。

2点目は、ひなの湯前の交差点は事故の危険性が極めて高い。道路延長430メートルの完成時期はいつなのか、お伺いいたします。

質問事項の3に入らせていただきます。

第68回西村山地区駅伝競走大会河北町中継所についてお伺いいたします。

この大会は寒河江・西村山1市4町をたすきでつなぎ、管内の親睦と融和を図るとともに社会体育の振興と長距離選手の育成強化を図りながら、併せて県縦断駅伝チームの強化を目指す大会として定着しました。毎年11月開催で朝日町を9時にスタート、大江町、西川町、寒河江市平岩を経由し地元河北町には西里天満から入り、コミュニティセンターで最終走者にたすきをつなぎ、ゴールの寒河江市の体育館に12時30分ぐらいに飛び込む8区間63.7キロのコースです。

昨年は中学生、高校生ら若い世代の活躍により河北Aチームは3位、Bチームが6位でした。自宅前を走る身近な駅伝として沿道から声援が飛び交い、選手力走の原動力になっています。そして、各中継所は地元チームを今か今かと待ちわびる人で沿道は膨らみ、熱気があふれます。河北町は新庁舎が完成し、コミュニティセンターが解体されます。コースも改目橋通過後、北口変則三差路から下工北・下工南と進み、宮川堂判こ屋さん丁字路から左折して、すぐ中継場、そしてすぐ武田印刷前で右折とクランクが多く、選手の姿が

直前まで視野に入らない状況にもあり、動線 の検討も必要と考えます。

2点質問いたします。

1点目は、コミュニティセンターの解体に 伴い、今後の河北町中継所をどのように考え ているか。

2点目は、選手の最後の力走につながり、 なおかつ、町民が沿道で安全に声援ができる 環境を整えることについてお伺いいたします。 以上、再質問を留保し一般質問を終わりま す。

○漆山光春議長 5番吉田芳美議員の一般質問に 対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

〇森谷俊雄町長 おはようございます。5番吉田 芳美議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

1点目、65歳以上の高齢者の3回目ワクチン 接種の最新状況とその終了時期について申し 上げます。

65歳以上の高齢者の3回目ワクチン接種につきましては、国の方針に基づき、当初の予定から3週間前倒しし、1月18日から1回目、2回目の接種と同様に地区順番でサハトべに花において集団接種を開始しております。3回目接種の集団接種を希望された方は、医療従事者を含め、2月25日時点で5,761名であり、1、2回目に集団接種された方より約60名少なくなっているという状況でございます。終了は3月末を予定しております。現在、2回目接種完了から6か月を経過した方から順にご案内をさせていただいている状況でございます。

3月7日現在で3回目を希望された方の約55%の接種を完了しており、3月からはさらに1回当たりの接種人数を240名に増やすことで、接種を希望される方ができるだけ早く

接種できるよう、町医師会の全面的なご協力 をいただきながら実施しております。改めて、 町医師会の先生方、そしてスタッフの方々に 感謝申し上げる次第であります。

2点目、64歳以下の3回目のワクチン接種 について申し上げます。

64歳以下の方へのワクチン接種につきましては、65歳以上の方と同様、事前に集団接種の希望申込みを取らせていただき、接種を希望された方にはがきでご案内を差し上げて実施する形を取っております。3月7日を一次締切りといたしまして、2回目接種完了後6か月を経過した方から、1、2回目と同じように3月末から地区順番の逆順にご案内をさせていただきます。

集団接種は6月末の完了を見込んでおります。なお、教職員、保育士などエッセンシャルワーカーの方につきましては、3月中に接種できるようご案内させていただきたいと考えております。

また、キャンセル待ちバンクを設置し、キャンセルが出た場合にも空きが出ないよう実施する予定であります。町の集団接種とは別に、町内医療機関での個別接種、県の大規模接種や職域接種の方もおり、希望される方ができるだけ早く接種できるよう接種券の発送等の準備を進めているところでございます。

3点目、5歳から11歳までの接種事業を並 行することで混乱はないのかという点につい て申し上げます。

5歳から11歳の接種で使用するワクチンは、12歳以上のワクチンと異なります。国では、5歳から11歳の接種について努力義務を適用しないこととされ、接種の希望申込みを取らせていただく際の保護者の方々への情報提供として、小児用ワクチンの効果と安全性についての説明書等を同封させていただきました。集団接種では、取り扱うワクチンの間違いを

避けるため、5歳から11歳の接種を別日程の休日に設定いたします。お子さんの安全を第一に考え、混乱なく接種できるよう配慮してまいります。

4点目の住宅待機する濃厚接触者及び在宅 療養者への県と町のサポート体制について申 し上げます。

自宅待機者となっている濃厚接触者、在宅療養者については、県の保健所職員が対応しているところでありますが、昨年5月に開催された新型コロナウイルス感染症の自宅療養者支援に関する会議におきまして、感染者の急増により保健所人員だけで対応することが困難になり、自宅療養者に連絡が取れない場合の安否確認などについて、各市町村の保健師への支援依頼がありました。これまで河北町において対応したケースはございませんが、今後とも関係機関と情報を共有し、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、町道整備事業高関下野線・下野真木 線の開通時期について申し上げます。

1点目、令和3年度の予定事業である、用 地取得、物件補償・道路改良工事の進捗状況 について申し上げます。

事業がスタートした令和元年度当初では、 道路新設改良5路線総額の交付金ベースで 3,345万円の申請に対して、ご質問にもありま したけれども、内示額は2,544万円で、予算対 比で77.1%。また、当該路線の当初予定配分 額839万7,000円に対し、実質配分額は90万 3,000円と厳しい状況でありました。このよう な状況を打開するため、町では既存公共施設 による集客の多いエリアと通学路にも隣接し ていることを踏まえ、道路新設改良事業から 安全安心と円滑な道路交通及びアクセス向上 のための社会資本総合交付金の重点配分枠と なる交通安全対策事業へと切替えを行わせて いただきました。 その結果、当該路線は令和元年度中に交通 安全対策事業に採択され、大幅な配分が加わりました。各年度の事業費は令和元年度で 1,619万円、令和2年度で2,245万4,000円、令和3年度は2,184万4,000円となり、これまでの累計額は6,048万8,000円で、事業進捗率は全体事業予定額の2億9,332万5,000円で、試算しますと20.6%になっております。これまで行ってまいりました事業内容としましては、元年度に測量設計、用地物件補償、令和2年度に用地補償調査、用地物件補償を実施しております。

ご質問の令和3年度には、用地物件補償を 重点的に実施いたしまして、事業用地関係者 のご理解、ご協力をいただきながら土地売買 に関する契約10件、物件移転及び損失補償に 関する契約9件の契約締結に至っております。 また、本定例会でご審議いただきました第14 回補正予算の道路新設改良費で国の補正に伴 う交付金の追加交付による増額を行い、その 予算を令和4年度に繰越しして翌年度の予算 と合わせて事業を進める考えであります。そ の事業内容は、用地物件補償、ひなの湯側を 始点に東側へ200メートル区間の路床盛土工、 そして排水施設工を予定しております。

2点目、道路延長430メートルの完成時期について申し上げます。

1点目で申し上げましたように、この路線は周辺の観光施設エリアへ往来する車両が多いため交通安全対策事業に採択され、交付率も以前より改善されましたが、年度ごとの配分に変動があり、予定どおりの事業進捗が図れない状況にもございますが、現在の財政計画では事業完了時期を令和10年度末としております。引き続き用地関係者の理解、ご協力をいただきながら早期完成を目指し、引き続き事業を進めてまいります。

なお、ひなの湯前交差点の危険性のご指摘

につきましては、交通規制などソフト対策も 含め関係機関のご助言、指導をいただき、具 体的な対応を含め検討を行ってまいります。

次に、第68回西村山駅伝競走大会河北中継 所について申し上げます。

1点目のコミュニティセンターの解体に伴い、今後の河北中継所をどのように考えているか、2点目の選手の最後の力走につながり、かつ町民が安全に声援できる環境を整えることについて併せて申し上げます。

令和4年度で第68回を迎える西村山地区駅 伝競走大会は、西村山1市4町の親睦と融和 を図るとともに、社会体育の振興と長距離選 手の育成を図りながら県縦断駅伝西村山チー ムの強化を目指すため、毎年秋に開催される 大会であります。今年度は11月14日に開催い たしました。朝日町創遊館を出発し、寒河江 市民体育館前まで8区間、63.7キロメートル で争われ、河北町コミュニティセンター前が 最後の中継所、第8中継所となっております。

寒河江市白岩の第7中継所を通過した選手は、西里の天満から本町に入り、西里地区、谷地中部地区、谷地西部地区、北谷地地区を経て、河北町コミュニティセンター前で最後のたすきをつなぎます。たすきを受け取った最終ランナーは谷地南部地区、溝延地区を通り、ゴールの寒河江市民体育館前を目指します。

今年度は西村山地区1市4町から8チームが出場し、本町からは中学生4人、高校生7人を含む2チームが出場いたしました。選手たちの力強い走りと町民の方々の熱い声援を受け、河北町Aチームは第3位、Bチームは第6位という成績を上げることができました。

大会は1市4町で構成される山形県縦断駅 伝・女子駅伝競走大会西村山地区実行委員会 が主催し、西村山地区陸上競技協会が主管と なっております。今後、中継所の移動先等に ついては、実行委員会と西村山地区陸上競技協会で検討がなされ、道路の使用、交通規制等について所轄する寒河江警察署との事前協議を経て決定されるとお聞きしております。

大会当日は、選手たちの安全な走行を確保するため、中継所などの運営や主要な交差点の交通整理員として60名以上の町職員が業務に従事しております。町といたしましても、選手の皆さんが安全にたすきを渡すことができ、そして観戦に来られる町民の皆さんが沿道で選手たちを後押しをする温かい声援を送ることができるよう、環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。 再質問に入ります。

「5番吉田芳美議員」

○5番(吉田芳美議員) ありがとうございました。まず、コロナワクチンのほうからお伺いしていきたいと思います。

県のホームページ、昨日までのやつを見ましたところ、河北町における感染者176例というふうな内容で掲載されておりました。また、2月期に入って河北町は毎日のように感染者が出られたというふうな内容で、95名近くの方が2月単独で出たと。そういうふうな状況かと思います。感染された皆様の一日も早い回復を祈念するとともにワクチン接種に当たっていただいております町の医師会、また、健康福祉課を中心とした職員の皆々様に厚く感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、1回目、2回目はワクチンの供給が 非常におぼつかなかったと。我々がやろうと してもなかなかできなかったと、そういうふ うな状況がありましたが、今回、3回目接種 に当たって65歳以上に対するワクチンの供給、 あとは64歳以下に対するワクチンの供給、そ して5歳から11歳までのワクチンの供給の現 状と見通しについてお伺いいたします。

〇漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 各所におきまして65歳以上の集団接種が1月の18日からということで、県内トップを切ってさせていただいているところでございます。ワクチンにつきましては、1、2回目各所におきましてファイ・世ー製というものを使用させていただいたところでございます。3回目につきましては、モデルナ、ファイザー、全国的にファイザーのワクチンが不足しているということもございまして、モデルナのワクチンが結構出回っております。そういったことで、国のほうでは現在あるモデルナ製のワクチンの供給が見込まれているところでございます。

65歳以上につきましては、一応計画された 供給どおりのワクチン接種でございますので、 十分間に合っているということでございます。 64歳につきましては、これからになるわけ でございますが、国のほうの供給計画もござ いまして、それに合わせた形で町の接種計画 を立てているというような状況でございます。

5歳から11歳の小児ワクチンにつきまして も、最初は数少なく来るところでございます が、希望される方に十分できるようなワクチ ンの供給計画にはなっているところでござい ます。

〇漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

○5番(吉田芳美議員) まず2月、毎日やはり 感染したというふうな内容で、町民感情としては、私いつ打っていただけるんだろうかと、 そういうふうな声が非常にやはり私は高まったんじゃないかなというふうに思います。そして、今、健康福祉課長が1月18日から県内自治体の中でもトップを切ってやり始めたと。しかし、その内容は私は評価するんですが、 1月18日からワクチン接種を開始して、1月 やった日にちは5日間、そして2月に入って やったのは10日間、しかも午後からというふ うな内容を考えたときに、なかなか回ってこ ないと。そして国のほうも、8か月から6か 月に高齢者のほうは変えたと。しかしながら、 私の例で申し上げれば3月11日、接種のはが きをいただきました。そして、私は2回目の 接種が7月11日でした、去年の。ちょうど8 か月ですよ。ちょうど8か月。早くも何とも ないんですよ。ですから、私はお願いしたか ったのは、1月の末からどんどんと日本全国 感染者が出てきたと、そうしたときに2月に なって河北町も、これまでにないような感染 者が出ていると。その中には子供さんも含ま れていると。そういうふうなことを既に把握 していただけたら、もっと回数を増やしてい ただいて、接種率が高まるような工夫ができ るんじゃなかったかなというふうに思います。 2月22日の全員協議会の中で接種が遅いと。 そして2月の末から3月の上旬にかけて10日 間近く接種期間がないと。これはどういうこ となんだというふうな内容で執行部の方に苦 言を申し上げさせていただきました、議会の ほうで。その結果、3月の4、5、6と追加 というふうな内容で720人近くの接種が決ま りました。ワクチンの量に問題がなければ、 もっと早く打てるような環境がつくれたんじ ゃないかなというふうに思っております。ワ クチン接種のプロジェクトチームも推進プロ ジェクトチームもつくられているというふう に聞いております。町民の声が聞こえなかっ たんでしょうか。その内容について、どのよ うな内容で言われたのか。私は一生懸命やっ ていただいていると思います。打つ方は一生 懸命やっていますよと。ただ、今の河北町の 感染者の状況とか、今のワクチン接種の状況 とか、あと本当に来るんだろうかとか様々な やつを考えたときに、やはり全ての総合的に

確認できる方が、そのワクチン接種というやっを先頭に引っ張っていかないと、一部署だけでは私はできない話かなというふうには考えております。これ責めるつもりは毛頭ございませんが、3月に入っても感染者が、昨日初めてゼロの日がありましたが、毎日続いております。そして、今後オミクロンに替わるやつが県内のほうでも出てきているというふうなことを考えたときに、収まる状況がなかなかないと。そういったことを鑑みた場合、町民は一刻も希望する方については、打っていただければなというふうに思っております。そのことについて町長考えをちょっとお聞かせください。

〇漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 3回目のワクチン接種 につきましては、まず1、2回目接種終了段 階の中で3回目が接種があるということが、 薄々話はあったんですけれども、そこまでは 想定できなかったというのが現状でございま す。そういったことで、それぞれサハトベに 花の文化施設ということもございまして、1、 2回接種でワクチン接種に優先的にさせてい ただいた文化関係の団体の方ということもい らっしゃいます。そういったことで1、2回 接種の後ということで予約されているサハト の予約状況もあったということもございます。 それから、2月末になりまして2週間ほど サハトのトイレ工事がありました。これにつ きましては、3回目接種をする間隔について は8か月をまずは置きなさいというのが最初 あったとこでございます。やりたくても8か 月たたないとできないというのが現状であっ たということで、その2週間ほど空いたとこ ろに当初予定しておりましたトイレの改修工 事、これも生涯学習課のほうでやっていると ころでございますが、いわゆるコロナ対策と いうことで非接触型のトイレ等に水洗、洋式

に替えると、そういったこともございまして、 その間にトイレ工事が入ったということでそ こは2週間、ワクチンもう8か月間という縛 りの中でそこに空いたものですから実施でき なかったというのが状況でございました。そ の後、国のほうでは2月に入って7か月、あ るいは3月に入って6か月前倒しでいいです よというように通知が来たところでございま すが、それに対してすぐやはり、医師会等の 皆さんのご協力、職員体制、そういったもの もございまして、すぐにはなかなか対応でき なかったというのが現状でございます。町内 の中でも感染者が出ている中で、できるだけ 前倒しをしていきたいということで3月、町 長答弁にもございましたけれども240人に、さ らに人数を210人ほど、30人ほど増やさせてい ただいて、さらにはトイレ改修も業者のほう と相談しましてできるだけ前倒しで工事も終 わらせていただくような形を取らせて、最後 の3日間追加でさせていただいた、そういっ たことでできるだけ加速させていったという こと、事実だけはひとつご理解いただければ なというふうに思っております。

〇漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

○5番(吉田芳美議員) ありがとうございました。とにかく町民が非常に待ち望んでるというふうなワクチン接種ですので、できる限りワクチンの供給がなされれば、医師会の方々とお話をしていただいて早期に進んでいただければというふうに思っております。

確認なんですが、65歳以上の高齢者に関しては3月末をもって終了すると、そういうふうな内容ですよね。

〇漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 はがきのご案内につきましては、現在元泉地区、現在の状況を申し上げますと元泉地区まで全てご案内を差し上げております。それから、そのほかに少しず

つですけれども申込みが来ている方々が何人 かいらっしゃいますので、そういったものを 含めれば3月の1週間前の週には終了したい という、終了できる見込みというように考え ております。

〇漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

〇5番(吉田芳美議員) 各自治体ごとに、いろ いろやはりスピード感がやはり違ってきてい るんですよね。例えば、5歳から11歳までの ワクチン接種なんかについても、連休を前に して終わりたいと。連休期間中は、やはり多 くの人が動くというふうなおそれがあるんで、 連休前には終わりたいと。そして例えば、白 鷹町辺りも対象が5,400人ほどいるというふ うなことをお聞きしましたが、64歳以下のワ クチン接種、これは連休前に終わると、そう いうふうなことを新聞でも報道していました。 ですから、いろんな自治体がやはり様々な工 夫をしながら、多分やっていらっしゃるのか なというふうに思っております。ですから、 今のワクチン接種がよりよくやはりなるよう に、ほかの自治体のいいところとか、そうい ったやつも見ながら進めていっていただけれ ばなというふうに思っております。

あと、子供さんへのワクチン接種というふうな内容については、昨日も県議会のほうで健康課の部長さんのほうが答弁されておりました。質問者のほうの質問は、非常に子供さんなんで心配する親御さんがたくさんいらっしゃると。それをどうするかと。そういうふうな問いに対して、やはり国の広報紙、そういったやつを、県のほう、あと地方自治体のほうで分かりやすい形でお願いするしかないと。あくまでもその努力義務というふうな形になっています。それで、河北町の場合は約1,000名近く対象だというふうな内容で、いろいろ期間を分けてやられるというふうなことも聞いていますが、3月26日が第1回目、160

人対象で子供さんに対して打つんだというふうなお話なんですが、20日間隔で2回目の接種を打つと、そして3月、4月と各2回あって、そしてあとは5月、6月、4、5、6かな、3か月ってことは終わるのがやはり7月近くなっているんですよね。このまま子供さんの感染者というふうな内容が出てくるというふうなおそれもある状況にあったときに、この日程というのは、ほとんど変えることができないのかどうか。今の現状についてお尋ねいたします。

〇漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

〇堀米清也健康福祉課長 小児ワクチンの申込み 状況でございますけれども、これにつきまし ては3月7日を一次締切りというふうにさせ ていただいているとこでございます。今、集 計中でございますが、大体900人ぐらいの対象 者に対して、ちょっと、そこそこですが、540 人ぐらいというふうに今のところ聞いており ます。率にしますと約60%ぐらいなのかなと いう感じで考えているところでございますが、 これにつきまして、第1回目のワクチン接種 をして、やはり土日で親御さんも一緒に来て いただく必要があるということで、土日の設 定、それから親御さんも来ますと接種する方 それから付き添いの方を含めますと、その倍 になってしまうということもございます。そ れから小児ワクチンということで未就学児の 方もいらっしゃいますと、どうしてもお母さ ん、お父さんあたりに、だっこしながら接種 していただく必要があるのかなと、そういっ たものもちょっと想定させていただいている ところです。

そういったことを含めまして、1回目、1 回での接種を160人前後というふうにはちょっと考えているところでございますが、大体3クールでということで考えております。

この小児ワクチンにつきましては、2回接

種する必要がある、議員がおっしゃるとおり20日間置く必要がございますので、そういったことを考えれば、どうしてもワクチンの数も含めますと当初の日程どおり3月の26、27日を1回目、そして2回目を4月の17日に午前と午後というふうに考えております。

そして次のクールの接種につきましては、 4月29日の午前か午後、そしてその20日後の 5月22日を2回目と、こういった形での接種 の日程は一応この形でやらせていただきたい というふうに考えております。

〇漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

○5番(吉田芳美議員) 南陽市と上山市は、既に3月2日から子供さんへの接種が始まっています。あと村山市も3月10日、あと山形市も3月14日ということは、河北町は一番早くて3月26日に最初の申込書の方を打つというふうになりますと、やはり相当期間にずれも生じてくるのかなというふうに思っております。堀米課長もいろんな内容でスケジュール化をされたというふうな内容は、もう重々承知いたしますが、やはり子供さんが実際に感染されているというふうな状況を鑑みれば、できる限りやはり町民の負託に応えられるような日程を切にお願い申し上げたいと思います。

それでは次に、自宅で待機する濃厚接触者、 また感染症の皆さんに対するサポートについ てお伺いしたいと思います。

先ほど、町長答弁はそういった実例はなかったと。ということは、全て保健所から、また保健機関から自宅に待機している方々に対する健康指導のアドバイスが電話等でやられてるというふうな内容で理解してよろしいでしょうか。

〇漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

〇堀米清也健康福祉課長 この自宅療養者が病院 等でなかなか対応できない、自宅療養者が始 まった当初、県のほうからそういった場合は、 町のほうから出向いて状況を確認していただ きたいとか、そういったサポート体制を取る ことにはしておったところでございますが、 そういった状況がなかったということは、県 のほうで全て、保健所のほうで実施されたと いうふうには理解しております。

〇漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

〇5番(吉田芳美議員) 町内で2月だけで95人 近くの感染者が出られたと。そして濃厚接触 者、これ何人いらっしゃるか分かりませんが、 やはり相当数多くの方が在宅というふうな内 容で経過観測をやられているというふうに思 っております。例えば、私の家庭に顧みれば、 夫婦2人で暮らしていますよと、どっちかが 感染しましたとなったときに、じゃあ熱が出 ましたと。じゃあお薬を頂くのに病院にすぐ 駆け込むわけもいかないし、解熱剤が欲しい ですねってなったときに誰に頼んでというふ うな内容が、なかなかお医者さんに行って薬 買ってくるわけにもいかないし、周りの人に 頼むにも、私ちょっとというふうにはなかな か言えない状況かなというふうに思います。 そういったことを本当にこれだけの方が出て いる中で、やり切れるのかなというふうにや っぱり思うんですよね。町のほうは、今現在、 県全体で自宅で療養している人が1,700名近 く多分いらっしゃると思いますが、河北町も その何分の1かというふうな内容かと思いま すが、本当にやはり心配なんですよね。

例えば、スーパーに買物に行くにしても、 そんなこと黙っていけば分からないんでしょ うが、黙って行っちゃこれ駄目なわけですよ ね、道徳的に。そういうふうなときに、誰か がやはりサポートするようなことが、町とし て全くないのか。あくまでも個人、家庭で解 決してくださいというふうな状況になってい るのか。私は現実的に考えたときに、なかな かできるもんでないと思うんですよね。人の 協力がなければやっぱり生きていけないと。 そういうふうな観点に立てば、いや、保健所 のほうから河北町のほうに、そういうふうな ここの家庭に行ってくださいよと、ここの家 庭の生活環境を少しサポートしてくださいる というやつが全くないと。だから2月はそう いうふうな実例がございませんでしたという ことなんですが、今後、ますます感染力の強 いものが出てきたとなってくる可能性も秘め ている。そうしたときに、買物難民になるような自宅待機者にならないように、何かお考 えになっていることがあればお聞かせください

〇漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

〇堀米清也健康福祉課長 自宅療養者に対するサ ポート体制ということでございますけれども、 先ほど申し上げましたように、もし何かあっ た場合は、町のほうで出向くというような形 にはなっているところでございます。その自 宅療養者のそういった情報につきましては、 感染者もですけれども、町のほうには全く入 ってこないところでございます。当初、どこ で自宅療養しているのかというのも教えてい ただきたいということを県のほうにちょっと 聞いたこともあるんですが、実際それは教え られないということでございます。何かあっ た場合はお願いするということでしたので、 サポート体制は取っているんですけれども、 実際そういった、いわゆる依頼はなかったと いうことでございますので、今後ともそうい った県から依頼があれば感染者なり、あるい は自宅療養者なりの方に対してはサポートを していきたいというふうには考えております。

〇漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

○5番(吉田芳美議員) 町のほうからコロナ感 染のほうで、こういうふうな広報紙とか様々 なやつが一応出されています。私が今質問し

ている内容のやつについても、やはりこうい うふうな状況に至ったときには、町のほうに 連絡くださいと、やっぱり生活環境の支援に ついても取り組みますというふうな内容も私 は必要じゃないかなというふうに思います。 なかなか自分がその場になったときに、誰を 頼ればいいかってやつが全くできなくなっち やうと。隣の人だってなかなか頼めない内容 かなというふうには思いますので、そういう ときにはやはり行政のサポートってやつは、 少なからず私はあるべきかなというふうに思 っていますし、自宅のほうに訪問看護ってや つも私は必要じゃないかと思います。急に熱 が出てきて動けなくなって独り暮らしでなか なか連絡が取れなかったと。そして、回復が 見込めなかったと、そういうふうなケースも やはり県内の中では出ているというふうには 聞いております。そういうふうなことに至ら ないように、河北町の福祉の町として、しっ かりとその辺のところについてはケアをして いただければなというふうに思います。とに かくワクチン接種については、いろんなやっ ぱり今回、何ていうか、条件が異なってきて おります。1人の方でできるような作業では もう全くなくなってきておりますので、非常 に私は看護師さんに対する負荷が、とんでも なくやっぱりかかっているのかなというふう には思っています。看護師さんは皆さんやっ ぱり使命感に強い方が従事していらっしゃい ますので、あんまりこう、言わないかもしれ ませんが、やはり絶対にミスのないというふ うなことを考えたときに、しっかりとそうい ったところを工程を検証するような、やはり 対応も必要かなというふうに思っております。 サハトのほうのワクチン接種会場に私も2回 ほど足を運びましたが、職員の皆さんのサポ ートとか、あといろんなところから様々な方 が応援に来ていただいて、ああいうふうな流

れがやはり出ているのかなというふうには思いますので、一段と厳しく、そして流れがスムーズに町民が安心して足を運んでいただけるような接種につなげていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、続いての質問に入らせていただきます。

ひなの湯の前の道路関係について、お尋ね いたします。

今回、質疑いたしまして初めて20%の進捗 状況だと、そういうふうなことが分かりまし た。あと、この道路を造るに約3億円近くの お金がかかるんだなというふうなことも一応 理解できました。そして完成時期、今のまま ですと令和10年ですよというふうなお話がご ざいました。令和10年というと、今からあと 6年先ですよね。このことについてもっと早 まるようなことができないのか。担当課長で も結構ですし、町長でもいいですし、どちら かご答弁お願いいたします。

〇漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

〇須藤俊一都市整備課長 この社会資本総合交付 金事業の中で、令和元年度から事業に着手し まして、町長答弁のとおり交通安全対策とい うことで重点配分の中で事業の進展が今迎え ているところでございます。町のほうの、こ ういった交通安全対策の枠、あるいは道路新 設改良枠、あるいは舗装の修繕、併せて橋梁 の修繕、長寿命化に向けた修繕、様々なこの 社会資本に基づいた事業の展開というのが、 今現状として行っているところでもございま す。そうした中で、各所にわたる町内全域の こういった事業、道路事業の部分を精査しな がら、このL字区間のひなの湯のほうも同時 に進めているというようなところでございま す。国から、この予算、補助事業に係る予算 の配分枠というものも一定程度、伸び率があ まり上昇することもなく、これまでの傾向的 には来ているという部分を鑑みますと、そうした全体の道路事業枠の中では見通しとしては、今長寿命化に位置づけている令和10年度ぐらいが今の状況的には間違いのない状況なのかなと思います。今、議員ご指摘のとおり、できるだけ事業促進という部分では、私も地元の方々の熱意、胸中分かっておりますので、そうした部分を肝に銘じながらですけれども、まずは地域の方々の事業の用地提供の協力なども引き続きご理解いただきながら事業促進に努めていきたいと考えております。

○漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

〇5番(吉田芳美議員) ありがとうございまし た。とにかく地域の協力なくして、なかなか 事業進展というのも先に進まないというふう な内容もあろうかと思いますが、一刻も早く 開通に向けて対応をお願いしたいと思います。 私の有名だったんですが、来年、道の駅が グランドオープンしますよと。5月にグラン ドオープンしますよと。そうしたときに、あ の3階のレストラン、展望のいいレストラン からぱっと見たときに、その道路がしっかり と見えるわけですよね、完成した暁には。そ うすると、ひな産直が後ろ向いて何で建った んだと、そういうふうな声もありましたが、 あの道路ができれば、やはり真っすぐひな産 直に進むことができると。そして、ひなの宿 ひなの湯、そして町民プールにより身近な環 境が得られると。そして河北中学校の生徒さ ん、谷地高の生徒さんのカヌーに行く場合の 道路にもなり得ると。今非常に国道通過しな がら危ない思いをしている子供さんが、その 道路を通ってあそこまで行けると。道路がで きれば環境がやっぱり変わるんですよ。もう 企画立案になってから10年かかる。しかも40 キロ造ってくれって言っているわけじゃなく て430メートルの距離ですよ。必ずやはり河北 町にとって、交流エリアにとって、いい道に

なるはずですので、やはり予算をかき集めていただいて、しっかりと国のほうからも財源をもらっていただいて、一日も早い開通をお願いしたいと感じております。

最後になります。第68回の西村山地区の駅 伝競走大会。これに関しては、先ほどの答弁 でほとんど一応了承いたしました。ただ、実 行委員会というふうな内容とか、西村山地区 の陸上競技会とか、様々な上部機構がありま すので、そことの協議が必要になってくるわ けですが、コミュニティセンターが解体がい つ頃始まって、いつ頃終わるとか、ネットが どういうような状態になっているとか、あと ここの旧庁舎についても12月いっぱいぐらい までかかるというふうな内容になりますが、 11月の第2週の日曜日あたりにはどのような 環境になっているかというやつは、なかなか よその方は分からないと。そういうふうなこ とも踏まえて、ぜひ担当課のほうには今の現 状と、あと今の課題と、そして関係各機関の ほうにそういった情報収集をしていただいて、 みんなで盛り上げられるような西村山地区駅 伝競走大会になって、そしてしっかりと河北 町チームを応援してやっていただきたいなと いうふうな熱い気持ちでいっぱいでございま す。

今回、山形県の縦断駅伝競走大会が4月27日から3日間開催されますが、尾花沢、あと白鷹、長井、いずれも庁舎の移動によって中継点が変わっております。やはり庁舎というのはその町のシンボルであって、やはりそこを売り出すというふうな機会には私は最適じゃないかなというふうに思います。河北町に入ってから、河北町を出ていくまで、約30分ぐらいの時間帯でございます。交通規制の問題もあろうかと思います。警察の協力もなくてはできません。そういったやつを全て総合的にいろんな議題に、担当課のほうはのせて

いただいてうまい形で進むようにお願いしたいと思います。

日曜日の非常に職員の皆さんもお忙しい中、約60名から70名の職員の方が50か所近くのポイント、ポイントに立っていただいて交通誘導をしていただいております。やはり、ある程度動線の確保がきちんとできるというふうな格好になれば、1か所でも2か所でもそういったポイントの削減にもつながってくるというふうなことを考えたときに、毎年、毎年変えていただくというやつもこれ困りますので、向こう5年、10年、20年先を見据えて、この道路を走っていただこうと、そういうふうな企画立案をしながらやっていただければなというふうに切に思っております。この内容について、担当課長のほうからちょっとご答弁お願いいたします。

〇漆山光春議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 来年度、令和4年度については第68回を迎える駅伝競走大会になるわけでございます。これまでコミュニティセンターを中継所としておりましたけれども、解体工事に入ります。使えなくなります。議員のご提案のように新庁舎の活用ということも視野に入れながら、走行方向に対して左側に待機所があるのが理想でありますので、そういった場所の確保等につきましても必要になってきます。警察の協力も含めて新庁舎ということも1つの場所ということでは、実行委員会あるいは陸協のほうにご提案なりしていければなというふうに考えております。以上よろしくお願いいたします。

- **○漆山光春議長** 「5番吉田芳美議員」
- **〇5番(吉田芳美議員)** 以上で終わります。あ りがとうございました。
- **〇漆山光春議長** 以上で5番吉田芳美議員の一般 質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩とします。

休 憩 午前10時18分 再 開 午前10時30分

〇漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、9番丹野貞子議員の一般質問を行い ます。

「9番丹野貞子議員」

〇9番(丹野貞子議員) それでは、9番、一般 質問を行います。

女性活躍のためには、ジェンダー平等の教 育の推進が必要であることについて質問いた します。

私は昨年9月の定例会で、コロナ禍で顕在 化した女性の生理の貧困への取組についての 質問をし、学校のトイレ内に生理用品を置く ことを提案いたしました。それ以前の8月23 日に自民党女性局の市町村議員と自民党女性 局担当の小松県議会議員とともに、内閣府の 職員と女性の代議士1名でリモート会議で勉 強会をいたしました。その時点で、東京都教 育委員会では9月から全ての都立学校女ト イレ内に生理用品を置くことが決まっている とのことでした。また、県内では各市町村議 会で一般質問がなされたり、公明党女性局長 からの要望書の提出もされています。山形市 では超党派の女性議員が市長に要望済みで、 一般質問も行い配置される動きと聞いており ます。

当町においては、昨年の9月議会での私の一般質問に対し、実態把握の上で様々な観点から必要性について検討するとの町長答弁でした。その後、私たちは勉強会を重ね、11月24日自民党女性局市町村議員と男性の小松、遠藤県議会議員2人を含め、県、松田しあわせ子育て応援部長と、生理の貧困の問題とジェンダーに関する教育の推進についての県の取組について勉強いたしました。そして、次のように私たちは意見をまとめました。

女性活躍のためには、ジェンダー平等の教

育の推進が必要である。

ジェンダー不平等の問題が、女性の雇用の 状況の悪化や女性の自殺の増加、家庭での育 児や介護の負担の増加として、コロナ禍で顕 在していると。

また、そのような中でハッシュタグみんなの生理によるアンケートでは、5人に1人が生理用品の購入をためらったことがあると回答している。この問題は、女性の健康と尊厳に関わる大きな課題であると。

そこで、私たちは小中学校のトイレの生理 用品の配備を行うことは、支援を必要として いる人への支援、ネグレクト、父子家庭、貧 困等々、全生徒を対象にすることで生理に関 する理解とジェンダー平等に関する理解を深 めることにつながるというふうにまとめまし た。

さらに、市町村で地域差が生まれてはならないことから、県で対処するべき理由としまして、恒久的な予算措置がないため継続事業にすることに、実施主体となる市町村はためらっている傾向にあるのではないか。

そして、各市町村の教育委員会における見解は分かれているが、性教育と生理の取扱いについて統一することが好ましいのではないか。

これらの内容を基に、活動をともにした男性の小松県議会議員が昨年の12月7日県議会代表質問の中でこの問題を取り上げ質問をしました。そのときに小松県議は、これから申し上げる質問は、自民党女性局の市町村議員の方々がこれまで女性活躍のために必要なことを議論してきた中から、数回にわたって内閣府や県執行部から聞き取りを行ったジェンダーの課題の1つとして、コロナ禍の中顕在した生理の貧困についてですと質問しました。

女性でもこの問題はなかなか言い出しにく い現状を、男性の小松県議が遠くにいる大学 生のお嬢さんやそのご友人の意見も聞いてくださりながら、女性の生理について一緒に勉強してくださり理解を示し、賛同し、県議会で小中高等学校のトイレへの生理用品配備について質問をしてくださったことは、すばらしいイクボスの見本ではないかと思います。 大変ありがたく、男性県議のこのような質問は都道府県初ではないのかと思います。

12月7日のテレビのニュースでは、山形県教育長の校内のトイレへも配備する体制づくりに取り組んでまいります。また、市町村教育委員会に対しましても趣旨を丁寧に説明し、保健室で保管している生理用品をトイレにも配備することを検討していただくよう依頼してまいりますと、教育長がお答えになりました。その答弁は、大変前向きですばらしいなと私は思いました。

以下はその議事録ですが、なかなかその県 議会議員との質問を拝聴するときもないです し、これはとても私の質問に合っていること だと思いましたので、松田しあわせ応援部長 と県の菅間教育長の答弁をそのまま皆様にご 披露して聞いていただきたいと思います。

それで、初めに松田しあわせ子育て応援部 長からいただいた生理の貧困の問題とジェン ダーに関する教育の推進についての終わった 後の見解を聞きたいと思いますが、しあわせ 子育て応援部長の答弁です。

真のジェンダー平等とは、個人の尊厳と誇りを守ることと考えます。中でも、女性の体はとてもデリケートで常にホルモンバランスに変化が起こっており、特に月経、妊娠、出産、更年期などによって体や心の状態に様々な変化が生じてきます。社会全体としてそうした女性特有の状況を正しく理解して女性の健康と人権を守る環境を整えることが必要であると考えております。

生理については、命をつなぐ上で欠かせな

い自然な生理現象で、それを女性が担っているものですが、これまではタブーとされ、体の不調や衛生用品の購入しづらさなどを口に出すのがはばかられていた帰来があります。 それがコロナ禍を経て経済的な事情で生理用品を入手することが困難な環境にあるという生理の貧困は、見える化されました。海外では生理の尊厳という表現を使用したり、生理用品を無償または非課税として女性の人権に配慮する例が見られてきています。

そうした中、県では防災の備蓄物資に生理 用品を加えるとともに、令和3年6月補正後、 やまがた女性のつながり緊急サポート事業と して県内各地のNPO等民間団体と連携し、 生理の貧困も含め、コロナ禍で孤独や閉塞感 を感じている女性に対する相談支援や女性同 士のつながり支援に取り組んでおります。あ わせて県庁や各総合支庁のほか、県内の全て の県立高校や私立高校、さらには県立図書館 保健所のハローワークなどの公共施設、民間 の各協力団体において生理用品の無償提供も 進めております。利用者からは、食料品など は困っていると言えたが生理用品は声を上げ にくかった。また、支援者からは非正規の若 年女性や独り暮らしの大学生等これまで支援 が届かなかった方にアプローチできたなどの 評価をいただいております。さらに、全国知 事会議における吉村知事が男女共同参画のP Tのリーダーとして、学校等における生理用 品の無償提供の恒久化を提言し、政府に要請 を行うなど機会を捉えて提言を重ねてもいる ということです。県としましては、今後とも 市町村や民間団体など各方面と連携を図り、 困難を抱える女性の背景や事情に寄り添いな がら必要な支援を届けられるよう取組を進め てまいるという答弁でした。

本当にすばらしい答弁だと思います。 次に、質問要旨の2としましては、県議会 で代表質問された今度、小中学校における生理用品の配備とジェンダーに関する教育の推進についての菅間教育長の答弁の内容について、ご披露したいと思います。これまた私はすばらしいと思います。教育長答弁です。

経済的な事情で生理用品が入手できない、いわゆる生理の貧困につきましては、女性の健康と尊厳に関わる課題であり、児童生徒の実情に寄り添ったきめ細やかな対応が必要であると考える。このため、しあわせ子育て応援部長と連携し、令和3年11月下旬から県立学校等に対して生理用品を配付している。

これまで学校では、緊急の場合のための生 理用品は保健室に準備しておりましたが、こ のたびの事業によって県立学校の中にはトイ レに数個ずつ配備したところもありますと。 生徒自身が生理用品がないことを言い出すの は難しいという声があることから、入手でき ない生徒が生じないよう県立学校において、 保健室だけでなく校内のトイレへも配備する 体制づくりに取り組んでいると。また、市町 村教育委員会に対しましても、先ほど言いま したが趣旨を丁寧に説明し、保健室で保管し ている生理用品をトイレにも配備することを 検討していただくよう依頼していくと。そし て、なおこのような取組を通して、生理に関 する女性に心身への影響等についても児童生 徒が知る機会としていくため、県教育委員会 では、性に関する女性の心身への影響につい ても児童生徒が知る機会としていくため教育 委員会では性に関する指導資料を今年度中に 作成し子供たちが発達段階に応じた正しい知 識を身につけるとともに、男女の相互理解の 性の多様性についても理解が深まるよう指導 の充実を図っていくと。

また、SDGsの1つであるジェンダーの問題に対しては、これまで学校においては、性別によらない名簿の使用や男女別であった

体育着を統一する等の取組を行ってきたと。 また、近年生徒たちが自ら校則を見直したり、 制服について男女にかかわらず生徒が主体的 に選べるような多様性に配慮した標準服への 方向にも取り組む学校も出てきていると。

ジェンダーの意識は自然に身につくものではないからこそ、こうした取組を通して人には違いがあることに気づき互いに認め大切にしようとする態度を育み、性別にとらわれず、児童一人一人の能力を高めるよう指導してまいりますというふうな答弁でございます。

これは県議会の中の答弁ではございますが、 やはりそれは県議会がリードして、これは全 体的に県内に広めていくべく教育の問題だと 思いますので、あえて答弁をご披露させてい ただきました。それについての町の見解も求 めたいと思います。

質問要旨の3でございますが、今申し述べたようなことから3番目としましては、町内の小中学校のトイレへの生理用品の配備をすることについて再度提案いたします。

これは予算も関わることでありますし、町 長や教育委員会のご理解がないとできません ので、当町におきましても早い実現をよろし くお願いしたいと思いまして、質問をするも のであります。

質問事項の2です。男女共同参画推進、河 北町イクボス推進の取組についてであります。

この質問は、昨年12月に一般質問をさせていただきましたが、質問が多過ぎて時間が足りなかったので、再度質問をさせていただきます。

女性の活躍や男性の家事、育児への参加促進など、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる社会の実現を目指すという思いを共有する。また、部下のワークライフバランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生

活を楽しむことができる経営者や上司を目指す。まさにすばらしいうたい文句でありますが、この実現に向けてこれからの世の中は進んでいかなければならないと思います。今年になり1月21日、私たちは女性局議員は女性活躍のために必要なことというテーマで、今度は県の大滝総務部長との意見交換の機会を得ました。

女性の活躍を阻害させている課題としましては、介護、子育て中の労働環境の整備、男性の育休の取得について、意識改革の必要性との意見が多数でございました。

質問要旨の1は、河北町イクボス推進の取 組の経過と内容についてお伺いいたします。

質問要旨の2は、男性の育児休業取得の推 進について。

さらに女性局議員は、2月9日リモート会 議で男性の育児休暇について情報交換をいた しましたが、このことについては再質問でご 報告させていただきたいと思います。

質問要旨の3、令和元年6月14日河北町ではイクボス宣言式を行っていますが、それから庁舎内の雰囲気はどのように変わったのかをお尋ねいたします。

質問要旨の4は、イクボス推進の課題と今 後の取組についてをお伺いいたします。

以上、再質問を保留し一般質問を終わります。

〇漆山光春議長 9番丹野貞子議員の一般質問に 対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

〇森谷俊雄町長 9番丹野貞子議員の一般質問に お答えいたします。

最初に、女性活躍のためにはジェンダー平 等の教育の推進が必要であることについてお 答え申し上げます。

まず1点目、生理の貧困問題とジェンダー に関する教育の推進について。そして2点目、 小中学校における生理用品の配備とジェンダーに関する教育の推進について。また、3点目、小中学校のトイレへの生理用品の配備について。関連がございますので併せて答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、生理の貧困でございますけれども、 現在、各小中学校では保健室に生理用品を配備いたしまして、児童生徒が生理用品を持ってくるのを忘れたり、あるいは突然生理が来て困ったりしたときなどに随時対応しております。児童生徒が保健室に来た際には、体調や家庭の状況の把握なども行っております。これからも家庭と連携し、協力しながら児童生徒が安心して学校生活が送ることができるよう努めていく必要があると考えております。

生理用品のトイレへの配備ということでご ざいますけれども、昨年の12月に県教育委員 会において、学校における生理用品の無償提 供に係る体制の整備についてということで調 査が実施されております。その結果でござい ますけれども、35市町村のうち検討中とする ものが8市町、本町を含む27の市町村が現時 点で配置の計画はなしという結果というふう に承知しております。この検討中とした8つ の市と町のうち4市町においては、令和4年 度から小中学校への無償提供が予定されてお りますけれども、その配置予定の場所という ことでございますけれども、保健室としてい る市町、それから学校裁量としている市町、 学校に任せるということですね、市町とその 対応は分かれているという状況であります。

本町の学校現場の状況を申し上げますと、 児童生徒が保健室に来ることは体調などの確 認ができたり、生理用品を用意できなかった 理由を確認することができることで家庭状況 等を把握し、児童生徒や保護者に対して適切 に連携支援ができたりするなど、とても大切 な機会だというふうに捉えております。また、 自分の生理周期を見極め、自己管理すること も大人になるための教育の1つというふうに 捉えられております。

生理用品をトイレに配置することについては、誰が触ったのか分からないといった衛生面の課題もあるというふうな声もございます。また、児童生徒が保健室に来ることが少なくなって、結果的に体調面や家庭状況などの把握が難しくなる、そういった予想、児童生徒にとっても保健室に行く1つのきっかけが失われていくんではないかというような面も懸念材料として現場ではあるというふうに承知しております。

いずれにしても、生理用品を小中学校のトイレに配置することにつきましては、小学生から中学生までそれぞれの発達段階に応じた性教育を行う、この重要性を十分踏まえる必要があるのかなというふうにも思っております。そういった意味で学校現場の意見、実態の把握を丁寧に行って、学校や児童生徒の実情に寄り添ったきめ細やかな対応ができるよう検討していく必要があると。尊厳に関わることだというご指摘については十分承知しております。

次に、ジェンダー教育ということでございますけれども、今後もあらゆる教育活動を通して男女の相互理解や性の多様性などについてジェンダー平等に対する理解が深まるよう、これも努めてまいります。

次に、男女共同参画推進のための河北町イ クボス推進の取組についてでございます。

まず1点目でございますけれども、河北町 イクボス推進の取組の経過と内容について申 し上げます

私、町長就任して直ちにイクボスについて の取組ということで、管理職3役だけでなく て、私だけでなくて課長級にも呼びかけなが ら令和元年の5月17日やまがたイクボス同盟 に加盟いたしました。このイクボス同盟は、 女性の活躍や男性の家事、育児への参画促進 など、男女が共に仕事と家庭生活を両立でき る社会の実現を目指すというそういう思いを 共有し、協力して取組を進める企業、団体で あります。町も町内の1事業所として率先的 にこの取組に向かっていくということでの宣 言であります。

町では同年6月14日でございましたけれども、私も含めた特別職3役、そして全課局長がイクボス宣言をいたしました。その宣言書は各職場内に、それぞれの机の上に掲げて取り組んでおります。宣言の取組指標として4つの項目を掲げております。

1つ目は、職場環境の整備です。2つ目は、 業務の改善、マネジメントの質の向上。そして3つ目は、率先してワークライフバランス 生活を満喫する。そして4つ目が、イクボス 宣言の推進としております。

令和2年度からはイクボス宣言に加え、宣言者一人一人がそれぞれ具体的なイクボスとしての行動宣言を掲げて実行につなげることを目標として推進に努めているところでございます。

また、企業向けということでは、今年度、 町内事業所の皆様からご協力をいただきまして、育児休業のアンケートを実施したところです。あわせまして、やまがたイクボス同盟の加盟についてチラシを同封いたしまして、 町内の事業所におけるイクボスへの取組の普及に努めております。

その結果、現在4事業所様から加盟を新た にいただきまして、現在では企業団体数は14 件の事業所において取り組んでいただいてい るという状況であります。

2点目の男性の育児休業取得の推進について申し上げます。

男性の育児休業取得の推進につきましては、

2021年9月に改正育児・介護休業法が閣議決定されました。今年の4月1日からいよいよ男性育休が段階的に施行されていくという状況になっております。この改正は、少子高齢化が進む中、育児や介護を行う者が仕事と家庭を両立して働きやすいよう支援するもので、その中で男性の育休取得に関する支援項目が追加となったものであります。

町の職員の男性育休の取得の推進というこ とで申し上げますと、育児休業取得者本人、 対象者職員、そしてその上司、配偶者の方か らご協力を得て、育児休業中のレポートを作 成し、庁内で周知配信するなど男性職員の育 休を取ることの意味について実体験をレポー トしてもらって普及啓発につなげているとい うところでございます。具体的に申し上げま すと、令和元年度、子供が生まれた職員は4 人、そのうち1名が育児休業を取得し、町の 役場としては、河北町の役場としては初めて の取得者となりました。令和2年度に子供が 生まれた職員は1名でありまして、令和3年 度になってからこの職員は育休を取得してい るという状況であります。令和3年度に子供 が生まれた職員は2名おりますけれども、2 人とも育休を取得しているという状況であり ます。

3点目の令和元年6月14日、先ほど申し上げましたイクボス宣言式から庁内の雰囲気はどういうふうになってきたのかということでございますが、令和3年度管理職を対象に2年度から実施したイクボス行動宣言に関するアンケートを、宣言を行った管理職を対象に行っております。意識的に課単位や係単位での打合せなどを随時設けるなどによって、情報共有あるいは意思の疎通を図ることができた。世の中の状況が大変なときこそ、イクボス宣言を意識して行動すべきであると。そういった意見がアンケートではございました。

また課題でございますけれども、事務改善や働き方改革につながる組織的対応、例えば行政のデジタル化、そういった検討が必要ではないか。あと、意識の問題であって、なかなか成果が見えにくいのではないかといった意見もあったところであります。

今年、令和3年度になりまして私、あと副 町長、教育長、この3人で、若手職員との意 見交換会、グループ分けして行いました。こ れは私を含め特別職のイクボス行動宣言の中 で若手職員と笑顔でコミュニケーションを図 る場を設けるということを掲げさせていただ いておりまして、それを実行に移した意見交 換会であるということであります。その中で、 イクボスを推進するための意見といたしまし てワークライフバランスについては、今はと てもいいバランスで生活できている、イクボ ス宣言から何も変わらないという声も職員か らはあるが、管理職が目標を宣言することが 少なくとも変わっていることの1つと感じる、 宣言のみだけではなく実践してもらうことが 大切であり、粘り強い働きかけが管理職の考 えや動きの変化につながると考える、といっ た声をいただいたところです。成果の可視化 と、どういった形で目に見える成果というこ とでは難しい取組でもございますけれども、 着実にイクボス推進につながりつつあるなと いうふうに考えております。いずれにしても、 若手職員と仕事に関することから、家庭、子 育てのことも含めて、本当に率直な意見を出 してもらいました。非常に有意義な機会であ るというふうに思っております。

あと4点目、課題と今後の取組ということ で申し上げます。

男性の育児休業取得につきましては、今年 度、町内事業所の皆様からご協力をいただき 実施しました育児休業のアンケートの中で、 課題といたしまして、休業する社員の代替要 員の確保、そして代替要員を確保するためのコスト、経費が最も多く、半数以上を占めておりました。多くの企業では、まだ男性が育休を取りづらい風土がある、一度に長期で休業することが難しい、収入減などの問題があり育休を取りたいものの取得が進んでいない現状にあるという、これもまた実態であるなというふうに考えられます。

そういった意味で男性が育児休業を取得する上で、事業者及び取得者への制度の周知や、それに対する認知、理解が非常に大切であると考えているところであります。私のイクボス行動宣言の中でも、町内企業、団体のトップにイクボス宣言を働きかけることを掲げております。民間企業及び関係団体への働きかけイクボス宣言を推進するため、今後の取組としてイクボスがもたらす効果などの視点による町内企業の経営者等を対象としたセミナーの開催を計画してまいりたいと考えております。

働く女性が増えたにもかかわらず、女性の家庭での負担はまだまだ重いという現状を変えて、男女を問わず育児ができる社会を目指し、男性育休取得を推進していくことがワークライフバランスの推進、女性活躍の推進、働き方改革、さらには人材確保にもつながっていく、非常に重要な取組だというふうに考えております。

そのためにも、イクボスの推進を含め、男 女共同参画計画で掲げた目標達成に向け、町 内の企業、関係団体とともに具体的な取組を 実施していきたいと考えております。

以上お答え申し上げます。

〇漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。 再質問に入ります。

「9番丹野貞子議員」

〇9番(丹野貞子議員) ご丁寧な答弁ありがと うございました。 まず、2つ目のイクボス推進の取組の経過 のほうから再質問させていただきたいと思い ます。

昨日3月8日は国際女性デーでした。女性 の働きやすさランキングでは、イギリスの経 済エコノミストは先進国を対象とした女性の 働きやすさの最新ランキングを公表しました が、日本は29か国中28位と、下から2番目の 低い水準でした。最下位は韓国で、日本と韓 国は女性が家庭かキャリアかを選択しなけれ ばならない状況がまだ続いていると分析して いるとのことですが、私もそれは実感いたし ます。上位4か国は、例年どおりアイスラン ドやスウェーデンなどの北欧諸国を占めてい るということです。世界はそうといたしまし ても、ここは日本の山形県河北町でございま すので、まず今の現時点からその改革をして いかなければならないというふうに思います が、先ほど町長の答弁にもあったとおり、イ クボス宣言をする、したこと自体がまず前進 ではないかというふうに答弁ありましたけれ ども、そうだと思います。

それで担当課のほうから、河北町イクボス 推進の取組についてという資料を頂きました。 その中で、こう見ているといろいろと頑張っ ているようですけれども、その中で2022年か ら市が、2022年の4月1日からいよいよ男性 育休の段階的に施行されるということなんで すけれども、先ほどの答弁の中で育児休業中 のレポートを作成し、庁内では周知配信する などの取得の推進に努めているということな んですが、これはどのようなものなのかちょ っとお聞かせ願いたいと思います。

〇漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

〇宇野勝まちづくり推進課長 育休を取得された 方と、あとその課長さんから感想などもいた だきながらそれを庁内のほうで共有し、役場 職員の中で共有をさせていただいているとい うものでございます。さらに昨年度は、ご家 族の方にもご協力いただいて育休中の旦那さ んの通信簿なるものもつけさせていただきま した。ご協力あってのことでございますけれ ども、大変よかったという点と、駄目だった 点が書かれております。ここでは詳細は発表 しませんけれども、そういったものもさせて いただいたというようなことでございます。

〇漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番(丹野貞子議員) やはり今までになかっ たような、その通信簿ですか、そういうふう なことをやりながら、楽しみながら今までに なかった育休の取り方とかという取組はやっ ぱりこれから注目されるものだと思います。 やはり、今も申し上げましたけれども、今朝 の新聞でしたけれども、内閣府調査では仕事 との両立が大変だから女性の結婚への壁にも なっているというふうな皆さんも読まれたか と思うんですけれども、多くの家庭で家事や 育児の負担が女性に偏っている現状があり、 両立は大変だとのイメージが女性の結婚に向 けた壁となっている可能性があるということ ですし、結婚したくない理由は、仕事、家事、 育児、介護を背負うことになるから女性は 39%に対して、男性は意識が低く23%と、15 ポイント以上のその差があるわけです。男性 が結婚したくない理由についてのアンケート では、結婚生活を送る経済力がない、仕事が 不安定だからというふうな、男性のマイナス 的な意見はありましたけれども、今働く女性 が増える中で、やはり仕事との両立というも のを考えていかないと、なかなか大変だとい うふうに思いますので、ちょっとまだなじま ないんですけれども、やはりイクボス推進と いうのは県でも国でも推奨しているとおり、 河北町でもこういうふうに取り組んでいると いうことは大変いいことだなと思いますので、 どんどん広げてこのイクボスの推進をしても

らいたいと思いますが、私たちの勉強会の中でも1番になったのは、今の感じではどんどん取っていいよという雰囲気だったんですが、育児、子供さんが生まれました、育児休暇を取りたいですって言ったときに、では実際問題、その課の中では、今まで令和1年、2年、3年度の取組があったようですけれども、大丈夫だったのでしょうか。その職場復帰するときに何か嫌な感じというふうなこともなくスムーズに行ったのか、そこが大事だと思います。でちょっとお聞きしたいと思います。

- **〇漆山光春議長** 「宇野まちづくり推進課長」
- **〇宇野勝まちづくり推進課長** そういった雰囲気 は、復帰する場合ですね、そういった雰囲気 はなかったというふうに認識しております。
- **〇漆山光春議長** 「9番丹野貞子議員」
- ○9番(丹野貞子議員) そういうようなことがなかったということで先輩、取った人がもう経験者がいるわけですから、今後どんどんそういう人たちの意見も参考にしながら、河北町では明るく爽やかにイクボスを作成するためにもそのまず育休を頑張って取ってもらうような取組を今後もしていってもらいたいと思います。

次に、1番目の生理の、ジェンダーの問題についてなんですけれども、まず先ほどの答弁の中では、河北町ではまだ保健室に来る子供さんが来なくなったら、その子供さんの状況というかを観察できなくなったり、捉えられなくなるという理由と、それから衛生面でちょっと心配だというふうな声があったんですけれども、もう現在その取組をしている県立高校はみんな県の取組ですので、県立ではやっていますので、私、谷地高校が県立高校ですので、昨日電話をしてみました、保健室の先生にですね。そうしましたら谷地高のほうにはもう28個入りのやつが54パック届いて、今年になってから、それを谷地高校には5か

所のトイレがあるんだそうですけれども、女 子高生は150名いると。そういうことで手洗い 場に箱に入れて置いて、その補充は掃除をし ている生徒さんとか、先生が見回って数個ず つ入れているんだけれどもということでした。 置いたからたくさん減りましたかって聞いた ら、前保健室にもらいに来ていた数とトイレ で減る数は変わらないと。そしてまた、その 保健室に行く子供さんは変わりましたかと言 いましたら、それも変わらないと。やはり高 校生ですから大分小学校、中学校の課程を経 て、その生理的な周期とか、そういうのもち ゃんと身についてきている女性ですので、そ ういうのはやはりその今、学校のほうで言っ ている小学校、中学校の発達段階とはまた違 う意味で保健室に来ておられるのかもしれま せんけれども、特にただだからいっぱい使う とかそういうこともなく、前と減っている数 は変わりませんという保健室の先生でしたし、 保健室の先生個人の感じとしては、例えばそ ういうふうなトイレに生理用品を置くとなっ たときに、今までその生理についての教育の 時間というものがなかったんだけれども、こ ういうもしそういうふうなことをずっと置く となれば、入学式のときとかにそういう女性 のマナーとか、もっと教えられるような幅広 く教えるようなこともできるから、そういう ふうな機会もあればいいなというふうには、 高校生の話ですけれども、そうでした。です ので、1つ生理用品を先生にもらいに行かな いことで、保健室に子供が行かなくなるとい うのはどうかなというふうに思うんですけれ ども。それでその、これは絶対やれとかでは なくて、世の中の動きといいますか県内の動 きで、先ほどの私の全文にも言いましたけれ ども、答弁の中で知事も予算要求などをやっ ていくということで今やっているというふう な動きもありますし、教育長もそういうふう

にやっぱり置いたほうがいいねと、いろいろ な子供さんがいるから自分で今生理だよと言 いたくない子供もいるということで、置いた ほうがいいねという今言ったような内容でそ ういうような動きなんですね。ですので、そ の山形市のほうでは、今回から先ほど言いま した12月に調査したときに8市町ではやると いう動きで、4月からはもう具体的に予算化 しているという話がありましたが、もう今の 2月の段階になりますと、もう少しやるとい うふうな市町村というのは増えてきて、私の 聞くところによりますと予算化していなくて も進んでおりまして、村山市などでも今日あ たり一般質問をなされてるかと思いますけれ ども、前向きな感じで進むというふうな感じ になっていて、県内の流れはもうそういうふ うになっているのではないかと思います。

それでその山形市でもするんですけれども、 先行してするんですけれども、山形市の中で は超党派の女性の議員の方がいろいろと調べ た結果がございます。それで試しをしたんで すね、令和3年12月6日から令和4年1月24 日まで。モデル校をAにして、それはトイレ に生理用品を配備した学校、それからモデル 校Bはトイレにカードを設置して保健室にも らいに来るという試運転というか、した結果、 モデル校Aのトイレに生理用品を配備をした ところのメリットとデメリットですね。それ はメリットは保健室にもらいに行く子供をし ていくとちゅうちょしている子供にとっては よいと。あと生理が始まっていない子供にと って月経について知る機会となったと。突然 始まったときに安心できるとの声もあったと。 それから、デメリットとしては指導しないと 大量に使用されてしまう、相談事がなくなる。 それから月経時に対応していた子供が来室し なくなったことで家庭の状況等が把握できず、 家庭の様子を確認する機会が減った、自立し

たときに月経に対応する身につかなくなることを危惧しているというふうなことで、教育委員会の見解は誰でも使用できる、突然生理が始まっても安心だよねということで、デメリットは困っていない家庭の児童生徒が生理用品を持ってこなくなる、家庭の様子を確認できる機会がなくなる、相談する機会、家庭で使用する分を渡す機会がなくなるとか、こういうふうなことがありまして、うちの町でも現場の声と似ているのではないかと思います。

カードのほうもやはりカードがあることで、 声に出すのが恥ずかしい子供も気楽にもらい に来ることができたというふうなカードを置 くっていうのも、カードで先生のところに持 っていくということもあったそうですけれど も、こちらのほうのメリットは、家庭で使用 する分も含んでもらえるとか、そういうふう なこともあったそうです。それからデメリッ トは、家庭状況を知られたくない児童生徒に とっては利用しづらいとか。そういうふうな ことでお試しをしているんですね。村山市も 今1校ですけれども中学校でお試しをしてい るんです。ですので、今の答弁のように、そ ういうふうな生理用品が不衛生ではないので はないかというふうなことだったんですけれ ども、今、カートみたいな押すと触れなくて も出てくるものもございますし、まずやって みるということが大事なのではないかなと思 うんですけれども、すぐには答えられないか と思うんですけれども、その教育現場としま してそういう困った人、言いたくない人って いう人がいるわけで、やはりその皆さんに寄 り添うと言いますか、誰一人取り残さないと いう言葉がありますけれども、全員対象では なくてそういう人たちのためにということの 質問の意味ですので、お試しだけでもいかが というんじゃなくて、やってもらったほうが

いいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

〇漆山光春議長 「石山学校教育課主幹」

〇石山勝己教育主幹兼指導主事 学校教育主幹石 山と申します。よろしくお願いします。

まず、子供たちの自立に向けて、生理に関 して自分の月経の周期を理解したり、それか ら自分で自己管理できるよう自立させたいと いうのが、まず教育的な視点からいうとそこ がまず1番になります。そのためには、生理 用品については自分で用意する。もし困った ことがあったら、一番先に相談するのはご家 族であったり、もしそれがかなわなかったら、 そういう状況であったら相談しやすい人に相 談できるような子供に育てていきたい。高校 の県立高校の話があったんですけれども、言 い出すのが難しいという生徒の気持ちがある と思います。その言い出すのが難しいという 生徒をできるだけ減らしていきたいというの は、小学校と中学校の教育にあると思います。 小学校のときは困ったことがあったら家族に、 あるいは身近な人に、養護の先生に、担任の 先生にと相談できる、相談するというのが正 しい行動だよってこう教えていくわけですけ れども、中学校になると思春期になって、自 分がどう行動したらいいか迷ったりとか、い ろんな関係で言い出さなかったりとかするの を自己開示できるように指導しているところ です。自分から話ができる子供、あるいはそ の相談できる環境にある環境づくりといった ことが、一人も取り残さない教育につなげて いきたいなというふうに思っているところで す。

生理用品をまず自由にもらっていけるところに置いてというふうにスタートしてしまうと、生理用品については、まずこれ何っていうところから小学校は始まると思うんですけれども、自分で用意しなくてもあるものとい

うふうに教わってしまえば、それはどうなの かなというふうには今思っているところです。 子供の自立に向けて自己管理できるような子 供たちを育てていきたいなというふうに思っ ています。

〇漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

〇9番(丹野貞子議員) 答弁ありがとうございました。

その教育方針ということですけれども、生 理というものは成長過程において当たり前の 自然現象であって、例えばある学年の成長し ていく段階で、その子が突然始まったとして も、私はそれを大人が、学校の先生がこの子 始まりました、始まっていませんとか、そう いうのを把握する必要ですかっていうのがあ るのかなというふうにまず思うんですね。と いうのは、家庭、それはだから教育というも のは必要ですよね、性教育のこととか、体の 仕組みというのは知っていていいと思うんで すけれども、じゃあ誰々さんは、いついつの 11歳の何月に始まったとかね、そういうふう なことまで私は知る必要もなくて、その教育 現場がどのように思っているか分からないん ですけれども、私たち、私は女性でずっと来 ましたので、やはりそういうことを今自分が そうだとか、それを幾ら仲のいい人でも言い たくないっていう、女性としてはあることも ある人もいると思います。ですので、その困 ったことがあったら先生に何でも相談しなさ いというのは分かるんですけれども、それは 困ったことだけれども、ナプキンがないのに それを言い出したくないっていう、どんなに 思っていても、それを言い出さないで、言わ ないで処理するっていうことを、やっぱりそ れが尊厳だと私は思うんですけれども、そこ が教育現場と私たちの、私の違いかもしれま せんけれども、やっぱりその、例えばですよ、 生理のやつは貧困の問題と、それから例えば お家がお金持ちで全然困らないんだけれども たまたま突然来たと、そのときに保健室の先 生に勇気を持って言いなさいという指導も大 事なんですけれども、別にそこに行かなくた って、例えばそこのところにあれば、それで 対応できるというのがあれば、それはそれで 私は個人の尊厳なのではないかというふうに 思うんですね。なので、そこら辺は現場と私 たちの思いも違うかと思いますが。

あとはその子供の中には、やっぱり今地域 食堂とかいろいろやっていますけれども、自 分の家が貧困家庭だっていうことを言いたく ない子もいると思うんですよ。なので、やは り、そういうふうなところから教育現場も現 状を子供のことを全て見て、全て与えてとか 把握してということではなくて、これからは 個人の尊厳しながら、その保健室にナプキン をトイレに置いたから子供が来なくなるでは なくて、その以外にもたくさん体のことの相 談とか、先生のところに会いに行くとか、そ れ以外にもたくさんその保健室に行く用事と いいますかね、はあると思うので、それは考 え方なんでしょうけれども、ちょっと今日の 答弁の中で今のままでいいみたいな感じでは なくて、やっぱり本当の実態を知るためにそ ういうふうなA校、B校でもないですけれど も、やってみてその後でその保健室の先生と か学校の先生から意見をまとめるということ も大事なのではないかというふうに思います が、いかがでしょうか。

〇漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 丹野議員からはいろんな事例もいただきながら、こちらのほうは参考にさせていただきたいと思います。そういった他市町の状況、また、学校現場の意見もございます。そういったことで、これからも学校現場の意見、また実態の調査というのをこれからも続けながら児童生徒の実情に寄り

添った対応というのをしていきたい、そのように考えております。

〇漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

〇9番(丹野貞子議員) ありがとうございます。

この前のときもですし、今日もやはり実態 に合ったということでしたので、これは今ま で歴史上にないようなことですので、今、今 というわけではないんですけれども、やはり コロナの中で表面化されたということで全国 的に取り組んでいるわけですけれども、やは りもし例えば、これが実用になるとすると、 お金が伴うわけですね。知事がやっぱり予算 措置ということも言っておりまして、先ほど の山形市の中の例を言いますと、山形市は子 供の人数も多いですし、山形市の試算として は一月当たりそういう子供を、そういうふう な対象の子供さんが使うのが13.5枚だという ことです。で、全員にやるのではなくて、就 学援助割合を乗じた人数ということで計算を しているということなんですけれども、山形 市では13.5枚掛ける8月、春休み、冬休み、 夏休みを除いて8か月掛けるその小学校4年 生以上の女子生徒数に就学援助割合、小学生 は5.5%、中高は6.0%がいるそうなんですけ れども、その人数をまず照準に当てて計算し た結果120万円、当初予算で120万円というふ うにかかるということで当初予算に上げたそ うです。そのほかにも、梅津工業さんという のと商工会議所の女性会から14万円分とか、 43人分とか、10万円とか、寄附などもして取 り組んでいるという先進的な事例ではあるん ですけれども、そういうふうなうちの学校、 うちの町はそんなに人数も多くないですし、 私はそんなに利用はないと思うんですよ。で すから、誰一人取り残さないというところか ら見たら、やってみる価値はあるのではない かと思いますし、もしそれが予算化になると すると、やはりこれはそちらは現場は教育委 員会ですけれども予算は町なので、町長もしいろいろと現場を調査してみた結果、ちょっと1か所ぐらいに、校内に1つの学校に1か所ぐらい置くとか、どういう意見が出るか分からないんですけれども、そのときの予算措置というものを、もし学校現場のほうから上がってくれば予算措置をするお気持ちがあるのかお伺いしたいです。

〇漆山光春議長 「森谷町長」

〇森谷俊雄町長 生理の貧困ということについて、 いかに子育てというアプローチもあると思い ますけれども、やはり学校現場における生理 用品の配備ということについては、やはり私 はこれは教育問題だと思っております。品行 も踏まえた子供たちのそういったいろんな発 達段階に応じた対応をどうしていくかと、そ して生理の貧困、職務いろいろありますけれ どもそういった中で、どう対応するかという ことがこの問題の肝だと思っています。お金 の問題だとは思っておりません。したがって、 学校現場で段階的にこうやっていきたい、あ るいはまず試行的にやってみたい、やっぱり そういうところをしっかり学校現場で教育委 員会も含めて、あと先行している自治体があ ればそういったところの問題も鑑みながら、 学校現場でよく検討して取り組んでもらいた いなと。検討してもらいたいなというふうに 思っています。私はその検討結果は踏まえて、 税金を軽く見ているわけではないですけれど も、この問題について予算的な面から歯止め をかけるというようなことは全く考えており ません。そういうことで教育委員会には検討 をお願いしております。

〇漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

〇9番(丹野貞子議員) すみません、最後のほうがよく聞こえなかったんですけれども。もし教育現場のほうでそういう段階にやって、もし予算が必要だった場合は教育委員会から

要請があれば、町の予算を出すっていうか、使ってもいいということでしょうか。

- **〇漆山光春議長** 「森谷町長」
- **〇森谷俊雄町長** 予算の編成の中でしっかり教育 現場の考え方を聞いて、査定に臨み議会のご 審議を得るということであります。
- **〇漆山光春議長** 「9番丹野貞子議員」
- **〇9番(丹野貞子議員)** ありがとうございました。

それを聞いて安心しました。しつこいようですけれども、教育長もいらっしゃらないので申し訳ないんですけれども、やはりやってみるということがまず必要だと思うので、その調査っていうか、そういうのいかがかなと思うんですけれども、現場のほうで。

〇漆山光春議長 「石山学校教育課主幹」

○石山勝己教育主幹兼指導主事 今把握している中で、保健室に用品を置いているんですが、そこにもらいに来れる子供たちがいまして、これはあくまで困った子供たちにと対応できている状況なんですけれども、今把握している中では、ほかに自由にもらえるような状況でないと困っているという子供たちがいないのを把握しておりまして、今後、そういったことも可能性があれば、まずは現状がどうなのか、実情がどうなのかというところを調べていきたいというふうに思います。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

〇9番(丹野貞子議員) ありがとうございました。

今の実情の把握状況をお伺いしました。これからもいろいろと周りを見て、町の中の、町といいますか学校現場の声もよく観察していただいて、取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。終わります。

〇漆山光春議長 以上で9番丹野貞子議員の一般 質問を終わります。

ここで11時40分まで休憩します。

休 憩 午前11時29分 再 開 午前11時37分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、3番槙正義議員の一般質問を行います。

「3番槙正義議員」

○3番(槙正義議員) 3番、一般質問を行います。

まず、質問事項の第1として、県立河北病院と寒河江市立病院の統合を軸にした西村山地域の新たな医療体制の検討の動きと、森谷町長の対応についてお伺いしたいと思います。

この問題は、令和2年7月13日に寒河江市が山形県に対し、西村山地域の医療体制の在り方について、寒河江市立病院と県立河北病院の統合を軸に、県が主導し検討することを要望いたしました。翌日の新聞報道や関係者の話から、応対した吉村知事は、両病院の統合問題は寒河江市と県だけではなくて、両病院を中心に利用している西村山地域の1市4町と県がしっかり協議する場が必要であること。その上に立って、地域医療構想調整会議において議論を加速させていきたいとの回答があったと伝えられております。

私はこうした報道を受けまして、早速、突然とも言える県立河北病院の統合問題について、令和2年9月、そして12月の定例会の一般質問を行い、森谷町長の受け止めと今後の対応についてお伺いしたところでございます。

森谷町長は、今後の西村山地域全体の医療体制として、県が中心になり1市4町でしっかり議論する必要があるとの認識が県から示されたこと。県と1市4町の検討の場が設けられた段階では、河北病院は県立病院として地域の医療を確保するために重要な役割を果たしていること。西村山地域はもちろんのこと、二次医療圏、村山地域全体の医療において河北病院を抜きにした医療体制は困難であ

ること、河北町民にとっても県立河北病院は 命と健康のとりでであることをしっかりと申 し上げていくとの決意が示されたところであ ります。

そこで、お伺いしたいと思います。

質問要旨の第1として、令和2年7月の県立河北病院と寒河江市立病院の統合検討の報道から約1年6か月が経過いたしました。この間、新型コロナ感染拡大の時期と重なりますが、吉村知事が約束している山形県と1市4町との協議の場の設定や、西村山地域の医療提供体制を論議する地域医療構想調整会議での具体的議論の動向についてお伺いしたいと思います。

また、山形県議会の動向についてもお伺い したいと思いますが、昨年の12月定例会予算 特別委員会の中で、寒河江市から出されてい る寒河江市立病院と県立河北病院の統合を軸 にした西村山地域医療体制の在り方について、 吉村知事に対し早急に具体的検討を決断する よう求める質問質疑があったとの報道もあり ますが、こうした県議会での動きと県の対応 等についてお伺いしたいと思います。

質問の第2として、森谷町長は本県最初の 県立病院として長年にわたり地域医療と本町 医療に貢献している県立河北病院の存続と、 新たな西村山地域医療体制の検討という2つ の課題にどのように向き合って対応していく のかお伺いしたいと思います。

質問要旨の3つ目として、令和元年11月に 立ち上げました地域医療と県立河北病院を考 える会の活動についてお伺いしたいと思いま す。

この略称、地域医療を考える会は、県立河 北病院が村山地域の二次医療機関として基幹 的役割を担って、地域医療の確保と県立河北 病院の存続を目的に設置されていると思いま すが、今回の寒河江市立病院との統合問題と 新たな医療体制確立という極めて難しく困難な事態に対し、どのような会としての活動を行っていくのかお伺いしたいと思います。

また、質問通告にはございませんが、2月 22日に町当局から情報提供を受けました山形 県立河北病院経営健全化計画案に対する地域 医療と考える会としての取組についても伺い たいと思います。

さて、質問事項の大きな第2として、高齢者世帯の間口除雪、雪押し場の確保、雪下ろし支援事業等、本町の雪対策についてお伺いしたいと思います。

この冬は全国的な寒波と豪雪に見舞われ、 本町においても1月19日に河北町豪雪対策本 部が設置され、町民生活の安全を図るため生 活道路の除排雪、通勤・通学路の迅速な確保、 高齢世帯に優しい間口除雪に取り組んできま した。

そこで、質問の第1として、75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に間口除雪を実施しておりますが、町道以外の県道、国道に面した間口除雪の検討についてどのように検討されているかお伺いをしたいと思います。

また、この冬の間口除雪実施世帯数と課題 等についてもお伺いしたいと思います。

質問の第2として、円滑な道路除雪を行う ため町内会からの雪押し場の提供をお願いし、 今年度から雪押し場の確保、交差点の除雪等 に対して河北町地域振興総合交付金の加算事 業として地域共助除雪事業を設けております が、その活用状況と課題についてもお伺いし たいと思います。

第3として、高齢者のみの世帯を対象にした雪下ろし支援事業についてお伺いしたいと思います。

本町では、豪雪対策本部が設置されますと 住民非課税世帯を対象に、70歳以上の高齢者 のみの世帯に対する雪下ろし支援事業が行わ れておりますが、今年度の実施状況と課題、 そして70歳以上としている根拠などについて もお伺いしたいと思います。

また、新たな雪下ろし支援事業として、高齢者の安全安心を図るため所得制限をなくして、雪下ろしが自力で困難な65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に実施し、町からの補助は非課税世帯と課税世帯に区分をして差を設ける新たな支援事業の検討についてお伺いしたいと思います。

質問要旨の第4として、町道除雪作業の担い手を確保し、町で用意する除雪機により町道除雪作業に参加してもらうため、町道除雪促進事業の活用状況についてお伺いしたいと思います。

最後の第5として、今年度の除雪に関して 専用ホットラインへの苦情、要望、意見など は何件寄せられ、どんなものが多いのか。ま た、寄せられた意見を含め課題と教訓は何か、 お伺いしたいと思います。

以上、再質問を留保し私の一般質問を終わらせていただきます。

〇漆山光春議長 議長から申し上げます。

一般質問の途中ですが、昼食のため午後1 時まで休憩とします。

> 休 憩 午前11時48分 再 開 午後 1時00分

〇漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

3番槙正義議員の一般質問に対する町長の 答弁を求めます。

「森谷町長」

〇森谷俊雄町長 3番槙正義議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、西村山地域の新たな医療体制検討 の動きと対応について申し上げます。

1点目ですけれども、これまで山形県、地域医療構想調整会議の動き、県議会の動きは どうかについて申し上げます。

県では、12月定例会予算特別委員会におき まして、地域医療構想及び調整会議の進捗状 況について質疑がございました。質問の趣旨 といたしまして、河北病院は西村山地域、北 村山地域からも患者ニーズのある西村山地域 の二次医療機関であるが、厳しい経営状況の 中で西村山地域の今後の医療体制をどうして いくか。この問題を先延ばしすることは決し て地域住民だけの問題ではなく、他の県民、 他の地域にも大きく関わる問題であり、早急 に新たなステージでの議論が必要ではないか。 県として、西村山地域の医療体制の現状をど う考え、将来に向けてどうしていくつもりな のかとの質問に対しまして、副知事からは、 令和元年9月に政府から公立・公的医療機関 の再編・統合の検討の方向性を示すこととさ れたが、昨年8月コロナ感染拡大の影響によ り、政府から検討期限や新興感染症に対応で きる医療体制のあるべき姿をはじめ、地域医 療構想の進め方などについて改めて示すとの 通知がなされたこと。そのため、現在は議論 を一旦中断し、政府からの新たな方針の提示 を待っている状況であること。医療は必要不 可欠な社会資本の1つであるが、西村山地域 の各病院とも経営が厳しく、河北病院や寒河 江市立病院など地域の医療体制の見直しの議 論は避けて通れないと承知しているが、地域 の病院の在り方を見直すことは地域住民の生 活に直結する極めて重い判断を伴うものであ ること。県としては、病院施設の老朽化によ る建て替えの時期も迫っていることから、今 後示される政府の対応方針を踏まえた上で、 地域医療構想調整会議に加え、自治体のメン バーによる新たなステージでの協議の場を設 置し、具体的な検討を進めるなど、できるだ け早く西村山地域の地域医療体制の議論を再 開したいと考えているとの答弁がなされてお ります。

また、県では令和4年度から令和7年度までの計画期間とした新たな県立河北病院経営健全化計画を策定しているところであります。現在、パブリックコメントの手続がなされておりますが、計画案ではこれまでの前期計画の年度における各数値の時点修正をしたほか、診療体制の見直し欄に健診機能の充実を追加しており、基本的に前期計画を踏襲した内容となっております。

2点目の県立河北病院の存続と、新たな西村山地域の医療体制確立という2つの課題にどのように向き合い対応していくのかについて申し上げます。

今後、県が主導となり、新たなステージの 議論がスタートする際には、県立河北病院の 所在自治体として西村山地域における地域医 療拠点機能に加え、東根市、村山市など西村 山地域を超える村山地域の二次医療機関とし ての位置づけも踏まえ、経営問題だけでなく、 医師、看護師等の確保対策、地域における公 立病院、中核病院との医療連携の在り方など、 地域医療の確保につながる十分な協議、丁寧 な議論が尽くされるよう、県立河北病院所在 自治体の首長として最善を尽くしてまいりた いと考えております。

3点目の令和元年11月に立ち上げた地域医療と県立河北病院を考える会の具体的活動について申し上げます。

地域医療と県立河北病院を考える会につきましては、昨年度は3月に河北病院側から出席をいただき、県立河北病院の現状と今後の取組について院長からお話をいただきました。また、町側からは令和3年度の河北病院に対する支援策などを説明し、広くご意見を伺ったところであります。今後も県立河北病院と連携を取り、診療体制など河北病院に関わる新たな情報が入った場合にはタイムリーに開催し、委員の皆さんのご意見を伺うとともに、

県立河北病院の存続と病院に求められる機能・運営について議論を深め、町民の皆様の 意見を集約できるような会として活動、運営 していく必要があると考えております。

次に、高齢者世帯の間口除雪、雪押し場の 確保、雪下ろし支援事業等の雪対策について お答えいたします。

1点目の町道以外の県道、国道に面した間口除雪の実施に向けた検討について。また、この冬の間口除雪実施世帯数と課題について申し上げます。

間口除雪は、高齢者等の除雪困難世帯の雪 処理作業の軽減を図るため、町道除雪終了後、 住宅前に車道除雪で寄せられた雪を除去し、 通路分の確保を行うものです。対象者は75歳 以上の高齢者のみの世帯と障害者手帳1、2 級の在宅世帯で同居者が75歳以上のみの世帯 を対象として、町道除雪路線のみが対象となっており、今シーズンにおける間口除雪の登 録世帯数は278世帯であります。

これまでの取組の課題といたしましては、 間口除雪は通常の道路除雪が終了してから担 当路線の業者が行うため、降雪の状況によっ ては作業がどうしても遅くなりがちで、住民 の望んだタイミングでの除雪が難しいことな どが挙げられます。

ご質問の町道以外の県道、国道に面した間口除雪の実施に向けた検討につきましては、度々西村山管内道路除雪会議などを通して県に要望しておりますが、広域的な幹線道路の通行確保を目的とした道路除雪であるため、国道、県道の間口除雪への対応は難しく、町道管理者としての対応にも限界があり、難しいのが実情であります。そういった意味で、共助として地域のコミュニティによる対応も必要であると考えております。

このことから、地域において協働で行う除 雪の支援の一環といたしまして、令和3年度 から地域共助除雪事業をスタートし、令和4年度には河北町町内会除雪機購入事業費補助金を創設し、地域協働も含めた総合的な雪対策を推進していく考えでございます。

2点目の円滑な道路除雪に取り組むため、 雪押し場の確保等の取組に対し、地域総合交付金の加算事業として今年度から地域共助除 雪事業を設けているが、その活用状況と課題 について申し上げます。

地域振興総合交付金事業では、令和3年度 から新たな事業項目として、地域共助除雪事 業を設けたところです。この事業は、地区内 の除排雪を地区の方々で協力して実施してい ただくことで、地域の暮らしやすい環境整備 を促進していくことを目的としています。内 容といたしましては、除雪の必要な世帯に対 する間口除雪や交差点の見通し確保のための 除雪活動を地区の方々で協力して実施してい ただいた区に対し、1区当たり5,000円を交付 するもので、除排雪活動における必要経費を 対象とするものであります。

地域振興総合交付金事業につきましては、 5月に交付申請をしていただいているところ ですが、事前周知といたしまして4月に区長 会総会の資料に同封させていただいたところ です。

実績報告については、令和4年度の申請と併せ令和4年5月の提出となります。活用状況については、現段階では、まだ実績が出ておりませんので、3年度の申請状況について申し上げますと、全体108区のうち76区から申請をいただいております。なお、申請されていなくても実績で取組をされた地区も対象となりますので、その旨、申請受付時にも説明をさせていただいております。

また、令和3年度は、地域振興総合交付金の見直しに関するアンケートを申請と併せて 4月に実施いたしました。新規事業の地域共 助除雪事業では、交付金の単価などについて、 単価を上げてほしい、1万円程度にしてほし いなどの意見が出され、また、事業について は、今まで地区で取り組んでいたことに対し 対象項目が追加されたことに感謝したいなど のご意見もちょうだいしているところであり ます。

雪対策として、自助、共助、公助による総合的な除排雪を推進することは必要であり、地域コミュニティの共助による活動は非常に大切なことと考えておりますので、実績報告を受けながらご意見をお伺いし、交付金の在り方についてさらに検討してまいりたいと考えております。

3点目の、本町では豪雪対策本部が設置されると住民税非課税世帯を対象に70歳以上の高齢者世帯等の雪下ろし支援事業が行われているが、今年の実施状況と課題について、また70歳以上とした根拠について、新たな雪下ろし支援事業として雪下ろしを自力で行うことが困難な65歳以上の高齢者等のみの世帯を対象に行い、非課税世帯と課税世帯に区分して経費負担の補助を行うことの検討について申し上げます。

今年度の高齢者の雪下ろし支援事業につきましては、令和4年3月7日現在、該当世帯602世帯のうち141世帯の方から事前申込みがあり、実施依頼申込数は88世帯となっております。この実施依頼のあった世帯についてパトロールを行い、優先度が高い中から27世帯について業者に依頼し、うち20世帯が作業完了している状況です。

今年度は、町内建設クラブに所属している 8業者と個別契約を締結し実施しております が、町内建設クラブの人員の高齢化などで対 応できる事業者が年々減少している状況にあ ります。また、70歳以上の高齢者のみなどの 世帯が増加しており、さらに降雪時は、事業 者では本来の道路除雪作業が優先されること から、高齢者宅の雪下ろしまでは時間を要す ることが課題となっております。

70歳とした根拠でございますけれども、この事業については平成17年まで県補助の軽度生活支援事業の中で実施していたものを、平成18年度から高齢者世帯等雪下ろし支援事業として要綱を制定し、実施時期や対象者等の見直しを行い実施しております。この際、年齢要件については、当時のまま対象年齢を引き継いでいるという状況であります。

65歳以上の高齢者等のみ世帯を対象に非課税世帯と課税世帯に区分して経費負担の補助を行うことの検討についてでありますが、先ほど述べました課題解決のために、令和4年度から対象者が誰にでも雪下ろしをお願いできるよう、現在の委託方式から償還払いとする補助金方式に変更して実施したいと考えております。

年齢要件等については、まずは令和4年度において、新方式での雪下ろし支援を実施させていただき、福祉的観点と持続可能な制度設計を踏まえながら、今後の支援の在り方について検討させていただきたいと考えております。

4点目の、この冬から実施された町道除雪 促進事業は、道路除雪計画の中でどのような 役割を担ったのか、その活動について申し上 げます。

この町道除雪促進事業は、町民の安全安心な生活を守り、町道除雪体制の強化と除雪オペレーター確保を目的として新たな人材確保を推進するために実施しているもので、個人での道路除雪作業に興味を持つ方を対象に、町が小型の除雪ドーザを貸出し、事前に必要な講習会、研修を受講後に町道除雪に従事していただく事業となっております。道路除雪計画上では、除雪機オペレーターの高齢化対

策としても位置づけを行っております。今年 度は40代の男性1名の応募があり、除雪オペレーターの経験がある方でございましたので、 即戦力として意欲的に作業に当たっていただいているところであります。

活動としては、国県道と町道の交差部における段差解消や大型除雪機の補助、除雪の要望に対するスポット対応など、小型の除雪機であることを生かした作業を主に行っており、町民の方からの要望に対してよりきめ細かに、迅速に対応できるようになったと考えております。

また、路線担当業者の除雪機に不具合が起きた場合などの緊急時のフォローなど、不測の事態への対応力の強化にもつながっております。

5点目の、今年の除雪に関する専用ホットラインへの苦情、要望等は何件寄せられ、どんなものが多いのか、寄せられた意見等を含め今年の除雪についての課題と教訓は何かについて申し上げます。

町では、雪の総合窓口として、除雪に関する町民からの要望や情報提供等に対応するため専用のホットライン窓口を設置し、専門の職員を配置し対応しているところです。今年度の状況でございますが、令和4年2月末時点でホットラインに寄せられた道路除雪に関する問合せや苦情、要望等の件数は188件であります。苦情の主なものとしては、除雪車が来ない、来る時間が遅いなどの除雪の始動、スタートですね、始動に関する内容や雪のはき方が浅い、あるいは片側または中央だけ除雪して行ったなどの除雪作業に関する内容であります。また、要望の主なものとしては、道路の排雪による道路拡幅や交差点の雪山除去による見通しの確保、段差解消などであります

今シーズンの除雪に関する課題といたしま

しては、朝方からの強い降雪により除雪作業 の開始時間が遅れるケースもあり、除雪完了 時間がずれ込む場合があったこと。また、気 温変動が大きく、その影響で路面の状態の悪 化や道路の狭隘化が発生したことが挙げられ、 ホットラインへもこれらに関する意見ご要望 が多く寄せられております。これらの課題に 対応するため、何より道路状況や気象に関す る情報収集と、町民の皆さんの目線に立った きめ細やかな対応に心がけることが大切であ ると考えており、一例を申し上げますと、国 県道と町道部の交差点見通し確保の除排雪事 業については、町の提案によりまして令和2 年度、令和3年度の豪雪対策として共同実施 を行っております。長年の課題ではあります が、道路除雪への多様化に対する町民のニー ズに対応するには、ホットライン窓口を含め た皆様からの情報に耳を傾け、職員自らが小 まめな道路パトロール等により実際の道路状 況等を把握した上で的確に判断し、これらを 実行できる体制となるよう継続した取組が必 要であると考えております。

以上、お答えさせていただきました。

〇漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。 再質問に入ります。

「3番槙正義議員」

○3番(槙正義議員) 丁寧な答弁ありがとうご ざいました。

再質問をさせていただきます。

私は西村山地域の新たな医療体制の動きが 新たな段階に入りつつあるなという感情を持 っていますし、町長の答弁を聞いて、なお一 層そういう感想を強くしているところでござ います。

そこでお尋ねを何点かさせていただきますが、答弁にもありましたけれども、平成元年の9月に厚労省が診療実績が少ないとか、あるいは類似の病院が近くにある、車で20分程

度ということなどを対象にして公的、いわゆ る公立公的病院の統合を促す、病院名を公表 したということがありまして、その中で今お 話あったように全国的な新型コロナ感染症を 受けて、政府厚労省がその検討期限の延長、 あるいは地域医療構想の進め方について、改 めてこの見直しを凍結、先送りして、改めて 示すという通達をして、ずっとこの間、県も それを受けてそういう動きがなかったと。一 部、町民の皆さんは平成2年7月からの寒河 江市のそうした動きに対して、しばらく1年 6か月以上経過しているんで、県立河北病院 も少し安心だなという話も聞こえてまいりま したけれども、しかしそういうことではなく て、今ほど申し上げたように政府の新たな厚 労省の対処方針を踏まえた上で、県としても 西村山地域の医療構想について具体的に検討 を進めていくという方向が改めて今の答弁の 中で示されたところだと思います。

そこで、新たな政府の対象方針というのは、 3月の上旬に何かそういう類いの方針が出た のか、あるいはこれからなのか、お尋ねをし たいし、あるいは答弁にもあったように自治 体メンバーによる新たなステージの協議の場 を設定するという答弁がありましたが、吉村 知事が平成2年の7月のときに寒河江市と何 ていいますか、県だけの問題ではなくて1市 4町と県が協議の場を設定するということの なのか、さらにそうした、いわゆる新たなメ ンバーによる自治体メンバーというのはどう いう範疇のことを想定しているのか、情報と して皆さんのほうで受けているのかどうかで すね。あと、その地域医療構想調整会議の中 に、この河北町の場合は自治体病院を持って いないということも含めて、この地域医療構 想調整会議に正式なメンバーに入っていない という話もお聞きするわけですが、そうしま すとこの地域医療構想会議で具体的な、この 西村山地域の医療体制を加速化して議論していくときに、河北町のこの意見の反映するというのはどういうことになっているいくのか。その辺、答弁にありましたけれども、今分かっている範疇でお聞きをしたいと思いますがいかがですか。

〇漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 まず、厚労省の今のところ改めて示しますよといった方針、3月上旬とかなんかそろそろ出るような動きがあるのかということだと思いますけれども、まず1点目ですけれども、この点については全く情報はございません。政府における国会等でのやり取りも、私も非常にここはアンテナを高くしているつもりですけれども、国会の講論等においても、今開かれている国会の中でも具体的なそこに対する時期的な回答はなされていないというふうに承知しております。

あともう一つ、協議の場の設定についてですけれども、先ほどご紹介申し上げました12月の予算特別委員会の中での、知事が欠席でありましたので、不在でしたので副知事答弁に、これは知事答弁として副知事から答弁がなされておりますけれども、その中では先ほど申し上げましたように、西村山地域の大きな問題だと、県と寒河江市だけの問題ではないということで、答弁から伺うところではということですけれども、1市4町の首長が入るのは多分間違いないのかなというふうに読んでいるところであります。まだ具体的な提示はございません。

あと県からも当然、関わるものですけれど も、県がどういう体制でこの新たな協議会の 場に臨むかというものもまだ情報も得ており ません。具体的な県からの考えは示されてい ないというのが現状です。ただ、これまでの 答弁なりの感触から見た場合に、1 市4町の、 私も含めて1市4町の首長が参加するのは、 そういう流れになっているのかなと、これは 推測でございます。

あと地域調整会議、構想の調整会議、これは医療関係者と自治体を実際病院を持っている、経営している市町村が参加している、これは村山地域に限らず、県内各4ブロックごとにありますけれども、そうであります。そういう中に、町として調整会議としてはワーキンググループありますけれども、ワーキングの中には担当課長のほうも入っているという状況であります。

地元首長として、あるいは河北町の意見が 調整会議等まだ具体的には示されておりませ んけれども、いずれ設置されるであろう1市 4町と県の枠組みの中の協議会、協議会とい うか名称も分かりません、協議の場の関係で すけれども、どういう関係の位置づけの下に その協議の場が設定されるかというのも、県 の考え方なり、あるいはさらに1市4町の枠 組みの中でも当然、議論がなされてくる部分 だと思います。要は、構想会議、調整会議と 1市4町の、県と1市4町の枠組みの協議の 場がどういう感じになるかということです。 そういった意味で、今後そういった中で、ま ずはそういった場は動きありませんけれども、 今の情報としてはそういう状況であります。

〇漆山光春議長 「3番槙正義議員」

○3番(槙正義議員) 新たな自治体のメンバーによる対象、いわゆるステージの場とそれから調整会議とのどういう関係で展開していくかということについては、これからの県のいろいろな動きの中で明らかになってくると思いますけれども、ぜひ自治体病院を持っていなくとも、いわゆる地元に県立病院があるわけですから、ぜひ具体的な町民の要望とか、あるいは地域医療に貢献できるような意見を申し上げる場をしっかりと確保できるような

対応をお願いしたいというふうに思います。

2点目の一番お聞きしたいことは、やっぱ り県立河北病院の、いわゆる町民の皆さんは 存続と、そして今求められている新たな西村 山地域の医療体制をどうするかということに ついては2つの課題について、しっかり町長 としては両にらみしながら対応をしていく、 役割を担っていただかなければならないとい うふうに思っておりますが、今答弁の中で今 後県が主導する新たなステージの議論がスタ ートする場合には、県立河北病院の所在自治 体として、さらに最後のほうには県立河北病 院所在自治体の首長として最善を尽くしたい ということが答弁としてありました。その最 善を尽くすということについて、もう少し町 長はどんなイメージで最善を尽くすというふ うに言われているのかですね。やっぱり皆さ んは県立病院という名前も含めて、そして小 児科とか、あるいは様々な診療科目の充実な ども含めて、救急医療なども含めて、やっぱ り県立病院としての存続をやっぱり求めてい ることは間違いないし、町長が言っている最 善を尽くすというのはどんなイメージを持っ て最善を尽くすという、今の現状で考えてお られるのか、お答えをいただきたいと思いま す。

〇漆山光春議長 「森谷町長」

というふうに思います。

こういった今議論、あるいは考え方、あるいは県から、あるいは他の市町村からも含めて、 こういった考え方があるというようなものが 示されているものに対して、しっかり町民の

○森谷俊雄町長 まさに議論が動いていく際に、

方々に考える会等を通じて説明申し上げ、そ こに対する町民の方々からのご意見、当然議 会のご意見もあろうかと思います。それを受 けて、何が最善なのかということは考えてい くべき、町長として判断していくべきことだ

今の時点でということで申し上げますと、 どういった検討が、議論が深まるかというこ とがありますので、あらかじめ予断を持って ここで私の個人的な感覚で申し上げることは、 いいことなのかなと思いますけれども、これ までの議会の質疑の中で幾度となくこの問題 について取り上げていただいています。とり わけ、やはり町の診療機関もありますけれど も、やはり河北病院を我々として最後のとり でとして何を期待しているかっていうと、や っぱり私の個人的な実感としては救急医療で す。救急医療も何を心配しているかというと お子さん、生まれたばっかりのお子さん、そ してまだ症状もはっきりないお子さん、夜中 に熱を出した、引きつけを起こした、いろん な対応があるかと思います。あと高齢者です。 そういったときに、しっかり河北病院で受け 入れられて、その後の措置をしっかりするな り、あるいは次のさらに高度な医療につなぐ、 そういったところをしっかりやれる機能とい うのはまず最小限必要なのかなと。あと、病 棟と外来の関係もございますけれども、基本 的にはそこの救急というのはいわゆる救急車 で運ばれる搬送先という意味ではないです。 平日までは待てない深夜帯、あるいは準夜帯、 土日、そのとき本当に心配な状況があったと きに、お子さんなり、年配の方なり、当然基 礎疾患のある方も含めてですけれども、一刻 を争うような症状で心配なとき、最後の医療 機関として頼れる河北病院、これをしっかり 守っていくと、存続させていくと。この河北 町に存続させていくということが必要なのか なと、そんな思いで私は現時点での考えであ ります。いろんな考え方あると思いますので、 そこはしつかり伺った上で、何が最善かとい うことを考える必要があるというふうに思い ます。

○漆山光春議長 「3番槙正義議員」

O3番(槙正義議員) それ以上やっぱり、これ からの議論ですので、所在地の町長がこうい うことを表明したということになりますと、 様々臆測も出てくると思いますので、やっぱ り議論の場においては最善を尽くして、やっ ぱり頑張っていただきたいし、町民の多くの 皆さんは、まず県立河北病院の存続だという ことには大きな目標としては皆さん持ってい ると思いますし、あとは要所、要所で地域医 療と県立河北病院を考える会というのを、や っぱり機能化して、しっかり幹事会もありま すので、その中でやっぱり町民は町長を支援 する、あるいは町長がいろいろと考えたとこ ろあれば、考える会にお話をして、そしてそ こで練り上げて町長の意見としていろんな場 で反映していくと、そういうやっぱり考える 会の機能をやっぱりしっかり果たしていくよ うにしたいというふうに、させていただきた いというふうに思います。

そこで、令和元年11月に立ち上げています 地域医療と県立河北病院を考える会の具体的 活動について、今の問題も大変今重要なこと ですが、この前2月22日に、いわゆる情報提 供をいただきました山形県の新河北病院の経 営健全化計画の報告が議会にも情報提供され まして、既に2月21日からパブリックコメン トの手続に入っているということでございま す。私はこの計画案について、計画案のポイ ントとするといわゆる基本的には前期計画を 踏襲しているということだと思いますが、い ろいろ見てみますと、いわゆる概要とすれば、 その大幅な経営改善には至っていないという こととかですね。あとは、外来診療について 常勤医師を中心にして外来診療をして、常勤 医師のない診療については、いわゆる町医者 の皆さんにもお願いをするというようなこと をだと。あるいは様々救急外来の見直しなど も網羅されているんだろうと。私はそういう

ふうに思っています。したがって、この取扱いについて、いわゆる考える会の中でどんな 取扱いをしようとしているか、あるいはして いるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

〇漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 この新山形県立河北病院経営健全化計画案につきましては、さきの2月の22日に河北町のほうに通知が参ったところでございます。この案の作成等については、今回はワーキンググループといいますか、そういった地域医療構想会議のその前段になるような会議は特になかったところでございまして、我々としては、この健全化計画案に対するパブリックコメントを実施するというような通知でございましたので、考える会の皆様方にすぐ通知を出して、こういった情報がありますというのを提供させていただいたところでございます。

同じように、議員の皆様にもすぐ通知を出したということでございまして、それで一応、考える会としましてもこのパブリックコメントにコメントを提出したいというように今考えておりまして、それを調整中でございます。

○漆山光春議長 「3番槙正義議員」

○3番(槙正義議員) 時間がありませんので多くは申し上げませんが、考える会の設置要綱から見ると、まず県立河北病院の経営健全化計画に基づく見直しについて、地域住民視点、患者視点に立った検討を行うということを具体的に書いてあるわけですね。ですから、そういう意味でやっぱりそう大きく変わっていないと言いながらも、設置要綱に基づいてしっかりと対応するべきなのではないかというふうに思いますので、ぜひそのことも頭の中に入れて、今後、先ほど町長もおっしゃったように、この新たな局面に入っている、いわゆる県立河北病院を含む西村山地域の医療体

制の見直しについて、やっぱり考える会を 検討の場にしていくべきだというふうに思い ますので、ぜひよろしくお願いしたいと思い ます。

〇漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 その計画について、考える会の 方々に内容を周知しておりますけれども、パ ブリックコメントに向けて2つご意見を出し たいなというふうに思っています。恐らく公 表を県のほうでもなされて、それに対する回 答も県のほうで示されると思いますけれども、 誰が意見を出したかは公表なりませんので、 そこはご承知おきいただきたいと思いますけれども、考える会の名前でですね、私として は2点意見を出す必要があるかなと思っています。

1つは、やはり経営の利用者減に一番つながっている、今コロナでの診療控えもありますけれども、やっぱり長年の課題である医師確保です。やっぱり医師確保についての記載をもう少ししっかり明記してほしいということを申し上げる必要あるかなと。一番重要なポイントだと思っています。

あと2点目は、先ほどお話のあった、これから協議の場が展開される。今回の計画はその協議の場の動向を見守るということです。なので、その協議の場をですね、しっかり地域住民の方々、あるいは利用者の方々の意見もしつかり聞きながらの丁寧な、しっかりした議論をするべきではないかと。大きく言ってこの2つをご意見として提出したいなというふうに考えております。なお、今取りまとめ中でございます。

○漆山光春議長 「3番槙正義議員」

○3番(槙正義議員) 高齢者の間口除雪、雪押し場、雪下ろし等について簡単に再質問をさせていただきますが、特に本町で数年たつと思いますが、町の町道の除雪の間口除雪につ

いては278世帯ということで、結構多いなということで、そういう中でいろいろ言いながらも対応していただいているということは、大変町民の皆さんも助かっているんではないかというふうに思っております。

県道、国道に面した間口除雪について、多 くの町内会あるいは様々なところから、ぜひ 町道の間口除雪も県道も道路が面していると ころが違うだけで同じではないかという意見 が多くあると思います。そういう意味で、西 村山管内の道路、いわゆる除雪会議などでい ろいろと反映しているというお話ですが、私 はその道路を除雪する側は、いわゆる、例え ば土木関係の会議だと思うんですね。間口除 雪というのは、いわゆる高齢者対策というこ との視点で物を考えていかなければならない。 そういう意味では、本町のように基礎自治体 は除雪もやり、間口除雪、高齢者対策をやる という意味ではすばらしいと思うんですよね。 そういう意味では県に対しても、除雪する所 管と、それから高齢者対策の所管のほうから、 やっぱり雪国である間口除雪の大事さなどに ついて、そういった視点でのやっぱり要望と か、そういうものも必要なんではないかとい うふうに思いますけれども、まずいかがでし ようか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今、槙議員お話あるように、道路を管理する立場の中で、どうしても専門の部署の方々が西村山管内で集まるといった観点から、どうしても福祉という観点でのそういったニーズの部分は、なかなか県のほうのそういった位置の立場の中で、県のほうの関係者自体も、やっぱり道路施設の管理者という立場ですので、そういった視点に立った分はなかなか、これまでは経過としてはございませんでした。ただ課題としては道路施設を管理する側のほうとしては、国道、

県道も同様な形で、県のほうでもそういった 対応は考えていただきたいということで、それは吸い上げていただいた中で、県内部でどういうふうな考え方を持っているかは、ちょっとまだ承知していない部分もあるんですけれども、そうしたご意見もあったということで我々としても情報は道路管理者のほうで伝えていくような立場にあるのかなと思います。

〇漆山光春議長 「3番槙正義議員」

○3番(槙正義議員) 都市整備課ということで 除雪という観点からして、基礎自治体ではそれも高齢者対策でやっているというようなことを、やっぱりそういう除雪するという観点からの考えと、あるいは高齢者を大事にして雪対策にしていくという意味で、県なんかはやっぱり別のセクションがあるんではないかと、そういう意味で例えば町長がいろんな会議のときに、やっぱり基礎自治体としては間口除雪もやっているんだよと。そういう意味では県としてもそういう対策をしっかりやるべきではないかということについて機会あるごとに意見を申し上げるべきではないかということについて機会あるごとに意見を申し上げるべきではないかということで申し上げているわけでございます。

〇漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 2年続きの豪雪で、県のほうも本部を2年続け対応し、今雪の対応について様々な課題もございます。そういう中で、できるだけ当面、近くそういった意見交換の場はありませんけれども、雪解けてからにはなりますけれども、いろんな課題、意見交換の場でそういったことも大きな課題として、高齢者社会における除雪の在り方というようなことで意見交換の場に臨んでいきたいというふうに思っております。

〇漆山光春議長 「3番槙正義議員」

○3番(槙正義議員) ぜひよろしくお願いした いというふうに思います。

それから雪押し場の問題ですけれども、雪

押し場の確保について、いわゆる道路除雪計 画の中にしっかりとうたわれておりまして、 地域と連携した道路除雪の課題に取り組むた め、地域内の雪押し場を確保を目的に、河北 町地域総合、いわゆる振興総合交付金制度を 活用し、雪押し場として利用できる場所につ いて地域からの提供を推進し円滑な道路除雪 作業の実施を図るということで、しっかり書 いてあるんですが、今度はいわゆる地域振興 総合交付金の中に新たに加算額の支給基準が あるわけですけれども、その中に、具体的に 載っていないんですよね。地域共助除雪事業 のところに。私はその雪押し場の確保という のは、第8次総合計画のいわゆる、基本計画 の中に数値目標も上げて、そして除雪のため には、円滑な除雪のためには雪押し場が大事 だということで現在48か所、令和7年には51 か所、そして令和12年には3か所増えて54か 所でしょうか、そこまで具体的に基本計画に 記入をしているようなことで努力をしようと していることですので、やっぱり加算額に、 別個にきちんと取り込んで、そして雪押し場 の費用なども含めて裏づけるべきではないか というふうに思います。

ここの地域共助除雪事業の具体的な対応の中にも、具体的にありませんので、いわゆる都市整備課とまちづくり推進課との連携がよく正直言って十分ではないのかなというふうに思いますので、いわゆる雪押し場の確保について努力をするようにしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〇漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 令和3年度より地域振興総合交付金の事業の中で、地域共助除雪事業1区当たり5,000円ですけれども、設けさせていただきました。これに関しては、特段雪押し場へのというような文言はありませんでしたが、令和4年度からはそういった雪

押し場に対する経費などもというような文言 を加えさせていただきたいと思いますが、地域でそれぞれ雪に対する事情があるかとは思いますので、幅広に除雪に対して活用できる 交付金というふうな考えの下、この事業を創設したところでございます。

〇漆山光春議長 「3番槙正義議員」

○3番(槙正義議員) 時間がありませんけれども、いわゆる雪下ろしについても、今年度88世帯のうち相当22%ぐらいしか実施に移っていないということですので、やっぱり人の問題もあるかと思いますけれども、ぜひ努力をいただきたいし、その雪下ろしの問題についても、うちだけではなくて実際使っている小屋なんかも含めて実施すればいいのではないかと、新庄辺りで雪で潰れている実態なんかを見ますと、やっぱり多角的に考えていく必要があるんではないかというふうに思っていますので、その辺も含めてよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

〇漆山光春議長 以上で3番槙正義議員の一般質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩します。

休 憩 午後1時51分 再 開 午後2時03分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、12番細矢誓子議員の一般質問を行い ます。

「12番細矢誓子議員」

O12番(細矢誓子議員) それでは、12番、一般 質問をいたします。

私の質問事項は2点でございます。

それでは、質問事項1から始めさせていただきます。

本町における災害時の応援職員派遣についてであります。

大規模な災害が起きると、都道府県を超え

て多くの自治体職員が援助に駆けつけることが多い現状です。総務省は2018年短期を想定した応急対策職員派遣制度の運用を開始し、全国知事会などと連携して被災自治体と派遣元の自治体とのマッチングを実施しています。2016年から2020年度の5年間に発生した自然災害で、47都道府県と20政令都市全てが被災地の自治体に応援職員を派遣した実績があることが調査で分かりました。災害対応に追われる被災地の自治体ではとても感謝する一方、災害が少なく被害を受けたことがない派遣側の自治体にとっても、とても貴重な体験が積める場となっています。その教訓を持ち帰って地元の自治体の防災対策に生かした事例も数多く聞かれています。

このように、各自治体間で災害協定を結ぶ ことによって、職員の災害派遣が活発に運用 され、お互いに様々な面で効果を上げること ができるのではないかと考えます。

そこで、質問要旨1、本町において災害協定を結んでいる自治体及び結んでいない自治体への職員の派遣はされたのかについてお尋ねをします。

一般的には、派遣先での業務は、給水、避難所運営、建物の応急危険度判定や罹災証明 発行などが多いと言われていますが、本町の 職員の派遣先での業務の内容はどのようなも のだったのかをお聞きします。

質問要旨2、本町のプッシュ型の派遣についての見解は、をお尋ねします。

被害を受けた自治体では、様々な被害状況 に対応する速やかな対策が急がれる中で、援 助を受ける体制が整わなく、派遣する側が先 方に状況を尋ねること自体が相手の負担にな ることがあると、ある防災専門家は唱えてい ます。そこで、災害ではプッシュ型の派遣(派 遣先とのやり取りなしに向かう)が必要だと 言われています。 プッシュ型の派遣をスムーズにするには、 ふだんから派遣先との危機管理を担当する職 員の人事交流の必要性が強く語られています。 相手先の土地勘を養い、顔の見える関係を日 頃から築いていくことで派遣先の自治体の内 容が把握していることが大事だと考えていま すが、いかがお考えでしょうか。

質問要旨3、派遣先とは、これまでどのような方法で派遣条件を決定していたかについてお尋ねをします。

被害を受けた自治体では、膨大な被害対策 業務に当たる人材不足に悩まされています。 2018年総務省が始めた制度で、経験豊かな自 治体職員、災害マネジメント総括支援員の活 動などもありますが、特にニーズが高い土木 などの技術職員や中長期の派遣が必要とされ る部署への派遣、また、保健師やスクールカ ウンセラー、手話通訳者等専門職の人たちな どの派遣は、これまで十分な対応が取れない 問題が多かったのではないかと思われます。 本町には災害マネジメント総括支援員は在籍 しているのでしょうか。お尋ねをします。

質問要旨4、本町の受援体制について。

災害はいつ起きるか判断できない事態です。 そのため、日頃から各方面においてしっかり 防災体制を整えておく必要があります。また、 支援をスムーズに受け入れるための受援体制 の整備が大事だと考えます。

そこで、ふだんは防災に関わらない部署の 職員に対しても、防災に関する研修会に参加 したり、被災自治体職員との体験を共有する 経験を積んだりして、災害とはどういうもの かを現地で感じてもらうことなども必要と考 えます。災害発生の頻発で、他の自治体から の派遣職員をどのように配置するのかをしっ かり決めておく必要が高まっていると考えま すが、いかがでしょうか。

質問要旨5、一般職の災害派遣について。

平成16年鳥取県中部地震が発生すると、徳島県庁の職員がすぐ行こうと30分以内で現地に向けて出発しました。鳥取県と徳島県は災害時の応援協定を結び、危機管理を担当する職員の人事交流もふだんから行われていました。日常と違う経験で、そこに参加された職員は現地の人々から感謝され、日常の生活のモチベーションが上がったという教育上での効果も大きいと言われています。

災害に関する定期的な勉強会の開催や被災 地へ派遣された職員の経験を活用した研修会 などの取組が職員の防災意識の高まりにつな がっていくのではと考えますが、町長はいか がお考えでしょうか、お尋ねをします。

質問事項2に移ります。

高齢ドライバーの安全運転に寄与する後付 けアシスト器具取付けの推進と助成について お尋ねします。

高齢ドライバーによる交通事故が後を絶たない現状です。子供や若者が被害者になるケースも多くあって、そのたびに、報道では高齢ドライバーの免許返納を訴え、高齢者の運転について議論が高まり、車の安全性について盛んに話が進められています。しかし、これだけ高齢ドライバーが事故がニュースになっても運転免許を返納する高齢者は少ない現実があります。

高齢ドライバーの事故の中で多いのが、アクセルとブレーキの踏み違いによるものです。 県内でもこの事故は後を絶たなく、コンビニ等の駐車場でのケースでは、前進するつもりでバックしてしまい、慌ててアクセルを踏み込んでしまったことや、車止めにタイヤが当たった衝撃にびっくりして、そのままアクセルを踏み込んでしまったことなどがあり、重大事故につながるものも多くあります。

山形県では、アクセルとブレーキの踏み違いによる事故は、2016年の83件から年々減少

の傾向ですが、2020年は33件を超えています。 2016年から2020年の過去5年間に発生した 279件を分析すると、事故を起こした人の内訳 は、75歳以上の高齢者が27%と高く、運転に 慣れない29歳以下の人の割合も21%になって います。2021年9月末現在で24件発生してお り、昨年に迫るペースです。それらの事故防 止のために、警察庁はサポカーの普及啓発を 図っていますが、なかなか普及が進まず、後 付けペダル踏み違い急発進等抑制装置(後付 けアシスト器具)の活用も併せて進められて います。

そこで、質問要旨1、本町での後付けアシスト装置取付けの推進についてお尋ねをします。

私は、以前にも高齢ドライバーの事故防止 策として後付けアシスト器具の装置について 一般質問をさせていただきました。そのとき の町長答弁は、国、県事業としての取組を要 望していくとともに、その動向も見据えなが ら町としての対応策を検討していくというこ とでしたが、その後の進展は見受けられませ ん。町の高齢者の方々の生活を拝見している と、皆さん元気に農作業や商売、建設作業に 励まれています。まれには、少々危険を感じ る姿に遭遇しますが、家族の方々の話では、 本当なら免許を返納してほしいが自分の仕事 や家族の送迎などの都合もあり返納を先送り していることもありますと話され、また、サ ポカー機能付きの新車に買い替えたいが、高 額なので難しい問題もあると話されていまし た。

安全が担保されると思われる後付けアシスト器具装置を装着し、自分なりの生活が楽しく過ごせる環境を進めるために、ぜひこのアシスト器具の取付けの推進を図るべきだと提案しますが、いかがお考えでしょうか。

質問要旨2、後付けアシスト器具の周知に

ついてお尋ねします。

先日、ある車のメーカーさんに、この後付けアシスト器具についてお話を聞きました。その方は、報道などでその効果を聞いて問合せがあるくらいで、この器具を取り付けてほしいという方はほとんどいないということでした。反対にもっと皆さんに知っていただきたいとのコメントをいただいて帰ってまいりました。インターネットなどを調べると、その効果や取扱いなどが詳しく載っていますが、自分のこととして調べる方は少ないような気がします。この器具の効能をしっかり町民に知らせるべきだと考えますが、いかがでしょう。

質問要旨3、後付けアシスト器具取付けに 補助金を交付することについて。

高齢になっても安全に運転することはとても大事なことですが、身体的に不安を感じる方も多くなってきています。そのため、この後付けアシスト器具を取り付けることで、安心して安全な運転ができるという気持ちで運転をしていただくことが必要だと考えます。

ブレーキ踏み違いの事故の多くは、比較的 低速の状態で発生していると言われています。 アクセルペダルから足を離せば事故は防げる はずが、多くはパニックになってしまって足 が離れない。ブレーキを踏んでいるつもりな ので、いつまでもアクセルを踏み続けるとい った傾向があるようです。

ペダルの見張り番IIという後付けアシスト 器具は、踏み間違いと思われるほどの急なア クセルの踏み込みがあった場合でも、のろの ろとしか進まないのでパニックになりにくく、 万が一そのままアクセルを踏み続けたとして も重大な事故になりにくいのが最大の特徴だ ということです。この後付けアシスト器具に 補助金を出している自治体はまだ多くありま せんが、東京都は後付けアシスト器具取付け の5割を補助し、実際支払う費用はタイプによっても違いますが、約4,000円程度だということです。また、岩手県北上市などは上限金額を提示して交付しています。愛知県では各市町村と協調して3万2,000円を補助しています。

本町でも、ぜひ、生活の足として必要頻度 が多い高齢ドライバーの車に、後付けアシス ト器具取付けの助成を提案いたします。町長 の考えをお聞きします。

再質問を保留し、質問を終わります

○漆山光春議長 12番細矢誓子議員の一般質問に 対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

〇森谷俊雄町長 12番細矢誓子議員の一般質問に お答えいたします。

最初に、本町における災害時の応援職員派 遣についてお答えいたします。

1点目の本町において災害協定を結んでいる自治体、結んでいない自治体への職員の派遣について申し上げます。

被災した自治体への職員派遣としまして、 平成23年の東日本大震災の際には、日本水道 協会の要請を受け、石巻市において6日間に わたって給水活動支援を行うため、4名の職 員を派遣し、同年5月と7月には大規模災害 時の北海道・東北8道県相互応援協定等によ り、各1名を4日間ずつ岩手県山田町に派遣 しております。山田町については災害協定の 相手方ではございませんが、避難所の情報収 集や支援物資の搬入搬出、仕分けなどの業務 を支援したところであります。本町ではその 後、平成24年8月4日に友好都市である石巻 市と徳島県藍住町との3者にて災害相互応援 協定を締結しておりますが、これによって石 巻市へ平成24年10月から平成28年3月までの 3年半の間に4名の職員を派遣しております。 最初の半年間は2名の保健師を3か月交代で

派遣し、被災者の健康相談や母子保健関係業務を支援いたしました。平成25年度に派遣された職員1名については、医療費助成の手続や会計などの業務を支援し、平成26年度から2年間にわたって派遣された職員1名については、被災した貴重な文化財の保存や復元、道路整備等に際しての埋蔵文化財の確認等の業務を支援いたしました。

また、令和元年台風第19号の際も、山形県の要請を受けて職員1名を5日間にわたって宮城県角田市に派遣し、罹災証明書発行のための被害認定調査業務の支援をいたしました。災害発生直後ではない派遣も含まれておりますが、本町では被災した自治体へ計11名の職員を派遣した実績がございます。

なお、本町におきましては、平成17年9月 1日に東根市と災害相互援助協定を、令和2 年3月24日に愛知県豊山町との災害相互応援 協定を締結しておりますが、友好都市でもあ る藍住町を含めた3市町への災害時派遣の実 績はございません。

2点目の、プッシュ型の派遣について申し 上げます。

災害時において、派遣先からの要請を待たず、自発的に現地に向けて出発するプッシュ型の派遣については、議員がおっしゃるとおり、状況を尋ねること自体が相手の負担になることも考えられますので、必要に応じてのプッシュ型派遣の指示が考えられます。ただ、災害の種類や規模によっては派遣職員が被災者となる危険性があることなど、状況に応じた判断が必要であると考えております。

プッシュ型派遣を行うには、日頃から相応の関係性を構築していることが理想でございますが、そうした意味では議員がおっしゃる、顔の見える関係性を日頃から築いていくことについて、私も全く同感でございます。町としては初めての試みとして、令和2年度に消

防団幹部と職員を石巻市に派遣し、意見交換等を通して交流を深める事業を計画しておりましたが、コロナ禍のために2年続けて実施を見送らざるを得ませんでした。令和4年度は、感染状況が比較的落ち着いている時期に、人数を絞って派遣するなどの工夫をして、ぜひ実施したいと思っているところであります。

3点目の、派遣先とはこれまでどのような 方法で派遣条件を決定していたのかについて 申し上げます。

被災した自治体への職員派遣につきましては、主に被災自治体から直接要請を受ける場合と山形県を通して県内各市町村に要請がある場合とがございますが、その際、支援が必要な業務が具体的に示されますので、町職員の中から現地で即戦力として活動できる者を派遣してきたところでございます。

お尋ねの災害マネジメント総括支援員等を 登録する制度でございますが、これは平成30 年に始まった制度であります。災害マネジメ ント総括支援員は、被災した自治体において、 被害状況、応援ニーズの確認、災害マネジメ ント支援を担うなど、当該自治体の首長に助 言する役割も求められる立場であります。そ の要件としては、災害対応に関する知見を有 する者、地方公共団体における管理職の経験 を有する者、所属の管理運営に携わる職員で あって当該地方公共団体がその責任において 推薦する者、地方公共団体において5年以上 の勤務経験を有する者のいずれにも該当する 者とされております。また、災害マネジメン ト支援員は、避難所運営業務、罹災証明書の 交付業務、その他災害対応の業務のいずれか に関し知見を有する者となります。

令和2年度末現在、災害マネジメント総括 支援員は全国で304名、災害マネジメント支援 員は同じく412名が登録されております。現時 点ではいずれも本町職員は、これには含まれ ておりませんが、本町職員の災害対応力向上 のため、職員の育成を図りながら登録に取り 組んでまいりたいと考えております。

4点目の本町の受援体制について申し上げます。

町内で災害が発生し、他の自治体等から人的な支援を受けた例といたしましては、平成25年度に大雨が降り続けた影響により水道水の濁度が高まったため、石巻市や自衛隊の給水活動支援を受けたことがございます。また、令和2年7月豪雨の際には、東根市から派遣された職員に罹災証明業務や農道、農地災害対策業務の支援をいただいたほか、町の職員だけでは対応し切れない業務について、国や県から人的支援をいただいたところです。

町の地域防災計画では、受援体制について、 町及び防災関係機関は災害の規模や被災地の ニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び 防災関係機関から応援を受けることができる よう、応援先・受援先の指定、応援・受援に 関する連絡、要請の手順、対策本部との役割 分担、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集 積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容 についてあらかじめ定め、必要な準備を整え るとしております。

地域防災計画にも記されておりますように、 他の自治体等の人的支援を受ける際に派遣された職員の方々がフルにその能力を発揮できる体制を整えておくことは重要なことであり、 実際にどの業務について支援を要請するかは、 災害の種類や規模、職員自身の被災の有無等によってその都度判断すべきことではありますが、できるだけ速やかに従事してもらえる 体制づくり、受皿づくりを進めてまいりたい と考えております。

5点目の一般職員の派遣等について申し上げます。

被災した自治体への職員派遣について、2 点目で申し上げましたとおり、プッシュ型派 遣については状況に応じた判断が必要であり ますが、要請に基づく派遣につきましては、 今後とも対応してまいりたいと考えておりま すし、派遣された職員が現地で経験し学んだ ことについて、派遣終了後の報告書などを他 の職員と共有することで、組織全体としての 理解を深めてまいりたいと考えております。

また、防災業務に担当してない職員の研修 や災害に関する定期的な勉強会の開催につい てのご質問もございましたが、今後も町職員 による防災士資格取得の促進や県防災アドバ イザー、町防災専門員の指導による訓練に取 り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢ドライバーの安全運転に寄与する後付けアシスト器具取付けの推進と助成について申し上げます。

まず1点目の、本町での後付けアシスト装置取付けの推進についてと、2点目の後付けアシスト器具の周知について併せて申し上げます。

高齢ドライバーの事故防止のため、国では、 平成31年3月に安全運転サポート車普及促進 事業費補助金、いわゆるサポカー補助金制度 を設け、後付けの器具を含めて安全装置の普 及に取り組んできました。また、装置の安全 性能の認定と結果の公表が行われるとともに、 令和3年11月から国産・新型車への衝突被害 軽減ブレーキの設置義務化が行われ、令和7 年12月からは、国産・継続生産車への衝突被 害軽減ブレーキの義務化、さらに今年5月か らのサポカー限定免許制度が導入されること になっております。

県では、サポカーを紹介するセミナーの開催などに努められておりますが、今年度改定された第11次山形県交通安全計画において、 改めて高齢者がサポカー等に搭載される先進 安全技術を体験できる機会とサポカーの有効 性について広報を推進するとしております。

また、自動車メーカー等による製品開発の ほか、サポカー利用者の自動車保険料が割引 される保険商品が出てくるなど、民間事業者 による高齢ドライバーの事故防止への取組が 進んでおります。

後付けアシスト装置器具の取付けの周知・ 推進につきましても、このような取組と並行 して全国的、全県的視点で取り組まれること が、効果を広く波及する上で重要であると考 えております。町としましても、広報かほく やホームページを通し、その効果について広 く周知してまいりたいと考えております。

3点目の後付けアシスト器具取付けに補助 金を交付することについて申し上げます。

後付けアシスト器具の設置補助等につきましては、高齢運転者による死亡事故が相次いで発生していることを踏まえ、官民が連携した高齢運転者による死亡事故を防止するための取組が必要であるという背景から、安全運転サポート車の普及推進を図るため、車の買換えが進まない高齢者を対象として、対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い 急発進抑制装置を搭載する車両及び議員ご質問の後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の購入を支援する国の制度が平成31年3月に設けられたところであります。このサポカー補助金の交付対象となった車両は、自家用車で139万台、このうち4万2,000台が後付けの装置を購入した車両であると承知しております。

国では、令和4年度において高齢ドライバー等の事故防止のさらなる推進を図るため、 事故防止につながる先進的な安全技術の技術調査を行い、新たな仮称・サポカー2.0制度を検討する計画であり、事故防止が期待される 先進的な安全技術の例として、夜間対応対歩 行者自動ブレーキ、ドライバーの異常を検知 して自動停止するシステム、ドライブレコー ダーによる運転の記録と第三者による見守り などが示されております。町といたしまして は、こうした国などの動向と支援策の検討を 注視しながら、必要に応じて町独自の補助金 制度についても検討してまいりたいと考えて おります。

以上、お答え申し上げます。

〇漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。 再質問に入ります。

「12番細矢誓子議員」

O12番(細矢誓子議員) ご答弁ありがとうございました。それでは再質問をいたします。

まず、災害派遣についての再質問をいたし ます。

プッシュ型の派遣をスムーズにするためには、ふだんから派遣先との人事交流が大事だということをご質問させていただきました。 そこでお聞きいたします。これまで本町で行われてきた人事交流についてお尋ねをいたします。

- **〇漆山光春議長** 「後藤防災・危機管理監兼総務 課長」
- **○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長** 災害に関してということでしょうか。
- **O12番(細矢誓子議員)** 災害ではなくて、これまで行われてきた様々な人事交流についてお尋ねをします。
- **〇漆山光春議長** 「後藤防災・危機管理監兼総務 課長」
- ○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 人事交流 というふうなことでありますけれども、現在、 山形県と各市の職員の間の人事交流というふ うなことで1名ずつ職員が交流しております。 また、過去にもそういったことで人事交流を したというふうなことはございます。
- **〇漆山光春議長** 「12番細矢誓子議員」

- O12番(細矢誓子議員) そうしますと、災害だけで交流するという場合もありましょうけれども、これまではやはり様々な問題が発生しておりましたので、それに対する様々な人事交流というのがやっぱり行われてきたというふうに今、答弁で分かりました。でも、割と少ない人間が他の市町村に行って勉強なさってくださるというのは、この1名、2名という数は毎年同じぐらいの人数なのですか。
- **〇漆山光春議長** 「後藤防災・危機管理監兼総務 課長」
- ○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 人事の交流というふうなことで申し上げますと、通常 1名ずつと、1名の派遣、向こうからも1名 の派遣で人事交流というようなことが通例で ございます。
- **〇漆山光春議長** 「12番細矢誓子議員」
- **O12番(細矢誓子議員)** それで任期は約1年間 ぐらいなんですか。任期について。
- **〇漆山光春議長** 「後藤防災・危機管理監兼総務 課長」
- **○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長** 人事交流 に関しましては、山形県の間では2年間というふうなことにしております。
- **〇漆山光春議長** 「12番細矢誓子議員」
- **O12番(細矢誓子議員)** ありがとうございました。

私、今聞いたのは、今防災のことをお聞き していますけれども、防災だけじゃない様々 なことを、よその市町村に行っていろいろ勉 強してくるということは、やはり職員の研修、 職員の資質を高めるにはとても重要なことだ と私は思っておりますので、ぜひこれからも 盛んに、この交流が進められることを希望い たします。

それで、この答弁の中で消防団員幹部と職員の派遣の計画が述べられておりましたけれども、今のこのコロナの状態でこれが実行さ

れていないという説明でありました。ぜひ、この交流は実施していただきたい。このコロナ情勢が収まれば実施いただきたいと思いますし、また、この消防団員のほかに避難所の運営に関する部署の人たちとか、あと福祉に関わる人たちの部署の交流なども実施していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか、お聞きします。

- **〇漆山光春議長** 「真木総務課主幹」
- ○真木秀章総務課主幹 ただいま石巻市に消防団 幹部と職員を派遣することについてのお尋ね がございました。計画いたしておりますのは、 消防団幹部というような表現で町長答弁ござ いましたが、団長と副団長と本部付分団長9 名と町の職員2名というふうに考えておりますので、町の職員2名というのは、今の体制 下である防災危機管理室より2名というふう に考えておりますが、避難所運営、福祉のことも学んできてはどうかと、日程として1泊2日の予定でおりますので、限られた時間の中ではありますけれども、しつかりと学んでもらいたいというふうに考えております。以上です。
- **〇漆山光春議長** 「12番細矢誓子議員」
- O12番(細矢誓子議員) やはり様々ないろんな ところに行って、もう先進的な事例とかなん かを勉強していくというのは、やはりこの町 の防災のそういう様々な計画を立てる上では、 大変必要なことかなと思っております。

それでは、別な方向で質問をいたしますが、 本町がこれまで被災罹災した災害がたまたま あると思いますけれども、このときにどのよ うな専門職の派遣が、河北町は必要だと思わ れましたか、お聞きいたします。

- **〇漆山光春議長** 「真木総務課主幹」
- **○真木秀章総務課主幹** 災害時の専門的、専門職 の派遣のほうのご質問かと思いますが、これ につきましては町長答弁の中にもございまし

たように、相手方のニーズといいましょうか、 どのような職種の方を派遣してほしいかとい うところでのマッチングで派遣しているとい うのが現状かと思います。ですので、例えば 実際に石巻市に派遣しましたように、保健師 の資格を有する者が、失礼しました。訂正さ せいただきます。派遣でなくて受援のほうの お尋ねですね。大変失礼しました。はい。受 援に際しましても、実際に令和2年7月の災 害時、東根市から罹災証明の認定手続であっ たり、農林部門での被害状況の確認などお手 伝いいただきましたけれども、そういった災 害を受けたその現状に合わせて足りないとこ ろを埋めるため、その分野、その分野で応援 をお願いするという形になります。ですので、 一概に、例えば今災害が起きたところでどの 分野が欠けているかというところを絞り込む のはちょっと困難かなと思いますが、その都 度、その都度、適宜スピーディーに判断して 応援を求めるというのが受援の体制づくりに なろうかと考えています。

〇漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 この前の7月豪雨のときで申し 上げますと、やはり一番大きかったのは災害 復旧に向かうための土木、農林関係の技術職 員であります。言わば災害の評価、そしてそ れから応急復旧、速やかな復旧事業に向けて、 やっぱり非常に経験が求められる部分です。 文献をひもときながらやれるような仕事では ないです。そういった意味で、あのときもう 直ちに要請したのは、土木職員をはじめ、あ と農林部の職員を、技術職員をすぐに派遣し てほしいということを、あのときは申し上げ ました。地震、豪雨、いろんな想定ではあり ますけれども、やはり私の実感として役場職 員、事務系の職員がほとんどです。そういっ た意味で技術職をいかに国、県含めて力をお 借りできる体制を組むかというのが本当に大 事な肝になってくるかなというふうに思っています。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

〇12番(細矢誓子議員) 今の町長の説明で、すとんと落ちました。ありがとうございました。それでは、この受援体制なんですけれども、多分、全国でも山形県内の中でも、この受援体制がとても整っているという、評価されている自治体というのはございますか。

〇漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 県内のこういう受援計画、 受援体制というご質問かと思いますが、県内 において各市町村ございますが、独立したと ころで受援計画というのを策定しているのは 1自治体のみでございます。ほかの自治体に おいては、受援計画を策定していないか、あ るいは地域防災計画の中に受援計画を内包し ているようなつくり込みをしているかという 違いはございますが、先ほど申し上げました ように独立して受援計画を策定しているのは、 1自治体のみというのが現状でございます。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番(細矢誓子議員) 今、1自治体と言われたんでしょうか。1自治体がその受援体制をきちっと整えているというふうなご説明だったんですか。そうですか。じゃあ、割かしこの受援体制というのは独立してつくっているわけではなくて、その防災計画の中に組み込んでつくっているという場合が多いということの説明でしたよね、今のね。そうですね。それじゃあ河北町では、整ってるというふうに評価された自治体の、もうその、なんていうの、凡例みたいなものを参考にされて現在の河北町の受援体制なんかはおつくりになったんでしょうか、お聞きします。

〇漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 現在活用しております地域防災計画策定の段階で、計画の中に受援計

画というのではなくて受援体制ということで表現してございますが、今現在のこの状況下ではちょっと物足りない内容になっているというのが実感としてございます。これはちょっと予算の話になってしまいますけれども、来年度、令和4年度におきまして、地域防災計画の見直しを私ども図る計画を立てておりますので、その中でこの受援計画につきましても地域防災計画策定のその中に入れ込むのか、あるいはまた別の仕立てとするのかというのはまだこれから考えていかなくちゃない部分ではありますけれども、いずれにせよ新年度の中で検討してまいりたいという、そういう状況でございます。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

O12番(細矢誓子議員) ありがとうございました。

なかなか難しいというか、広範囲にわたりいろんなものが要求されるということもありますでしょうから、難しいことではあるなと思いますけれども、この制度がある程度きちっと整っていると、やはり災害に向けての初動体制みたいのがきちっと組み込まれていく、進んでいくのではないかと、私はこの受援体制大変必要な、大切なことだなと、この今回の質問を通して感じましたので、よろしくお願いします。

それでは、令和2年の7月の災害時に河北 町でも大きな被害を受けましたときに、その ときにどの部署が、うちの本庁においてはど の部署が弱かったのかな、例えばここの部署 が弱かったなんていうところはあったのでし ょうか。

- **○漆山光春議長** 「後藤防災・危機管理監兼総務 課長」
- **○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長** 弱いとい うような表現が当てはまるかどうかは分かり ませんけれども、思いのほか災害廃棄物等の

処理については環境省のご指導もいただきましたので、その辺は非常に思ったより重荷だったのかなというふうなことは考えておりますし、あとは、先ほど町長も申し上げましたけれども、林道につきましては現在もまだ復旧していない箇所が多いというようなことになっております。引き続き復旧を進めることになっておりますけれども、そういった箇所数というふうなものが非常に多かったために、職員負担は多かったというふうに考えております。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

O12番(細矢誓子議員) ありがとうございました。

やはり、いろんなものを経験して、ここが うちの町は少し体制が整っていないなみたい なのが、気づきはたくさんあると思うんです ね。だからそれに対して、きちっとした対策 を取っておくというのは、これからの防災上 とても大切なことであると思います。

職員さんの、町の職員さんの防災士資格の 取得を進めていくというふうな答弁の中にご ざいました。あと、私は思うんですけれども、 その職員さんが、例えば自治区の防災計画策 定などのときの協力体制、職員さんがそうい う地区に入って、その防災計画をつくるとき の積極的な推進みたいな、その協力体制とい うのは町ではどのように考えておられるので しょうか。

〇漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 各地区の中で防災計画、特に防災行動計画タイムラインの作成というものを今年度、1つの重点事項として1年間取り組んでまいりましたが、直接的にはこの役割は今年度から任用させていただいております防災専門員の方に役割を負っていただいています。また、今ご質問いただきましたように、町の職員の中でも防災士を増やして、

結果職場内でもそうですし、地域内でも、この防災対応力そういったものを向上させていこうという取組も同時にいたしておりますので、そういった資格を有した職員が地域の中でも、より防災士の資格を生かして活動、活躍できる環境が整ってくればいいなというふうには当然考えているところでございます。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

O12番(細矢誓子議員) そうですね、やはり積極的に地域のほうに入っていって、職員の方が協力してそういうものに当たるということも、大変町の中の体制としてはとてもいいことだなと思っております。やはり、町民の方が安心安全な生活をしていくためには、やはり様々なこの制度の整備というのがとても大事なことだなと思っております。

それでは、アシストのほうに移らせていた だきます。

まず最初に、令和元年、2年、3年に免許 証を返納された方の数を、高齢者のドライバ 一の方ですけれども、その方の数をお尋ねし たいと思います。

〇漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 大変失礼いたしました。 免許を自主返納された方の数というご質問で ございました。本町における自主返納の数で ございますが、今年度におきましては80名と いうことでございます。あと、ちなみに申し 上げますと令和2年度が74名、令和元年度82 名ということでご報告申し上げたいと思います。自主返納の数でございます。大変失礼いたしました。自主返納につきまして、今年度の分についてはまだ年度途中でございますので、まだ年度途中の数字ということで含みおいていただければと思います。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

O12番(細矢誓子議員) ありがとうございました。

それでは、本町では運転免許保有者は何人いらっしゃるのか。また、その保有者全体から見た65歳以上の保有者の構成率は何%ぐらいになっていますか、分かりますでしょうか。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 免許保有者数と構成、年齢ごとの構成率ということでのご質問かと思います。最新のものでよろしい、最新のものだけでよろしいでしょうか。令和3年12月末ということでありますが、本町におきましての免許保有者は1万2,732名、65歳以上では4,441名、この年齢の方々の構成率が34.9%ということでお示ししたいと思います。

なお、1点補足させていただきたいと思う んですが、こちらにつきましては免許の保有 者数というふうなことでございますので、免 許の更新が来る前の有効期限が残っている中 で、もしお亡くなりになっている方というの もどうしてもいらっしゃると思うんですけれ ども、その方々もこの中には含まれておりま すので、そのことも含みおいていただきなが ら数字のほうを聞きとめていただけばと考え ています。以上です。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

O12番(細矢誓子議員) やはりパーセンテージ にしますと結構高い数字になっていると思う んです。やはりこの高齢ドライバーの方が自 分の足としてその車を活用したい、しなけれ ばならないという本町の背景があると思いま すので、この人たちをやはり安心して運転し ていただくには、やはり様々な取組が必要ではないかと私は常々思っております。

そこでですけれども、本町でペダル踏み違いで起きた事故などは把握されているでしょうか。大きな事故では、例えば人身事故とかそういうのではないけれども、そういうものを、このペダルの踏み違い事故で起きたという件数みたいのが分かりましたら教えていた

だきたいと思います。

〇漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 大きな事故でなくという ふうなご質問をいただいたところでございま すが、警察のほうともいろいろやり取りをし ている中で、いわゆる物損事故につきまして はそもそも件数が多く、この中でペダルの踏 み間違いが原因となっている事故かどうかを 特定するには非常に困難だという回答をいた だいております。ですので、大変恐れ入りま すが人身事故に限ったところで河北町の現状 を調べておりますので、そのことをお答えさ せていただければと思います。

過去5年間でございますがトータルで3件 という回答をいただいております。失礼いた しました。5年間でトータル3件でございま す。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

O12番(細矢誓子議員) 人身事故で3件。私はちょっと去年あたりに、ある商店の中に車が突っ込んだみたいな事故を目撃したこともございますので、そういうものも、ああすればやはりかなり大きな事故件数が起きているんだなというふうに私は見ております。

それでは、お尋ねしますけれども、この安全運転支援システムを搭載したサポートカーの購入を支援する国の補助金制度というのはどのようなものか。補助金の金額とか内容についてお尋ねをいたします。

〇漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 お尋ねの国の補助金制度 ということでございますが、いわゆるサポカ 一補助金と称される補助金についてのご質問 かと思います。こちらにつきましては、まず 当該年度に満65歳以上となる方が対象になる、 これがまず1点ございます。対歩行者衝突被 害軽減ブレーキ、あるいはペダル踏み間違い 急発進抑制装置を搭載する車、いわゆるサポ

カーが補助対象の1つ。もう1点が、後付け のペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入を した場合の支援ということでの補助金の仕組 みになっております。分かれておりまして、 対歩行者の衝突被害軽減ブレーキとペダルの 踏み間違い急発進抑制装置の両方搭載する車 両の場合、中古車でしたら4万円、軽自動車 でしたら7万円、登録車いわゆる軽自動車の 規格を超える車でしたら10万円というふうに、 車によって金額に差を設けられております。 また、このうち対歩行者の衝突被害軽減ブレ ーキのみの車両ですと中古車2万円、軽自動 車3万円、登録車6万円。先ほど申し上げま した後付けの装置を設置した場合ですと、通 常の装置でしたら2万円、障害物検知機能が ついておりますと4万円というふうにそれぞ れ分けられております。こちら、国の補助金 制度でございますが、昨年の秋11月頃に受付 終了となっている制度でございますので、こ のような内容の制度でしたというふうなご紹 介の仕方をさせていただきたいと思います。 以上です。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

O12番(細矢誓子議員) ありがとうございました。

答弁の中でも、サポートカー補助金の交付対象になった車両が、自家用車で139万台、そのうち後付け装置を購入した車両が4万2,000台という説明でございましたけれども、この数字を見ても、まだまだこの後付けの台数も少ないということが私はとても理解しましたけれども、これをやはり安全だというふうに、安全な装置なんだよということを知らせるにはやはり周知が必要じゃないかと私は思っているんです。その周知の方法ですけれども、先ほどの答弁の中でホームページや広報でお知らせしますという答弁がございましたけれども、やはり私はもっと、やっぱり広

報なんかも見る人、見ない人、ホームページを開く人、開かない人って結構高齢者いらっしゃいますので、やはり各地区で今行われている安全教室みたいのがございます。あると思うんですけれども、そういうときに、こういう器具を取り付ければ安全に運転できますよという周知、効能のその効果の周知みたいなのをお知らせするのが、私は1つはいいのではないか。あとは、その実際に取り付けた車に乗っていただいて、自分でそれを経験するというそういう体験の場を設けてみてはどうかと提案するんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

〇真木秀章総務課主幹 ご提案ありがとうござい ます。私どもふだんからその高齢者の方々対 象に交通安全教室の実施する際におきまして も、いろんな関係団体、県の安全協会内にあ る山形県交通安全活動推進センター、こうい った方々と協力し合ったりして実施いたして おりますので、こういうところに紹介いたし ますと、ふだんどうしても高齢者の方々が事 故に遭わないように、歩行中の注意であると か、そういう部分について教室が展開される ことが多いんですが、今回話題にしていただ いてるような踏み間違いに関することも教材 としてなくはないようでございますので、ま してや県のほうでも普及に力を入れていきた いというふうに計画の中でも申している段階 にあります。そういった各機関と協力し合っ て周知に努めてまいりたいと考えております。 以上です。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

O12番(細矢誓子議員) ありがとうございました。

その補助金の申請、補助金の動きですけれ ども、私ちょっと先進例を見つけましたので ちょっとここでご紹介いたします。

これは静岡県市議会の例でございます。令 和元年9月の議会で加藤博男議員という方が、 アシスト器具について質問されました。その 結果、静岡市では令和2年度から実施をされ ております。その補助金額は上限5万円であ りまして、この内訳は国の補助金4万円、そ れから市の負担が1万円ということで、割合 市の負担が少ない金額で、このアシスト器具 を進めてられているというので、私はこれは いいなと。そういう補助金をうまく利用され て、こういう運動を進めていくというのは1 つの方法ではなかろうかというふうに調べた 結果、そういうふうに思った次第ですので、 やはり上手な補助金の使い方で、町にもそれ ほど負担のかからないやり方で、たくさんの 人にそういう器具を紹介できるというふうに なれば、これは高齢者の方が安心して運転が できるというそういう社会情勢、社会のそう いう仕組みができるのがとてもいいのではな いかなというふうに思っておりますので、そ こら辺の当局のお考えはいかがでしょうか。

〇漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 具体的な実例をご紹介いただきましてありがとうございます。私どもとしても県内の状況として、先ほどご紹介申し上げましたサポカー補助金だったり、る自治体は今のところちょっと確認取れていないないうふうな考えでおります。ただらお出しいただきました、全国各地で言えばいるも私どもとしても引き続き研究してまずはよります。まずは先ほど申し上げたような方法でサポカーをはというふうに考えております。まずはたいというふうに考えております。まずはたいというふうに考えております。まずはます。

〇漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

- O12番(細矢誓子議員) もちろんサポカーを買える方はいいんですけれども、サポカーを買うのはかなり高額なお金が必要だということが私たちは一番ネックになっていると思うんです。だから、そこをうまくそういう器具で安全が確保できるというんでしたら、やはないかというふうに私は提案します。やはないかというふうに私は提案します。やはり、他の市町村でも様々そういう、先ほ利力でもように、補助金をうまく利用されて実施をしているところが多く見られます。本町でも一日も早くこういうアシスト器具を取付けして、安心して運転ができる体制づくり、そういうのを希望して一般質問を終わります。ありがとうございました。
- **○漆山光春議長** 以上で12番細矢誓子議員の一般 質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩します。

休憩 午後3時02分

再 開 午後3時15分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

先ほどの12番細矢聖子議員の一般質問に対する答弁の中で訂正したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 大変失礼いたしました。 先ほどの一般質問、再質問の中でいただきました自主返納者の数ということでご質問をちょうだいいたしまして、令和3年が80人、令和2年74人、令和元年82人と申し上げたところでございます。その際に、令和3年についてはまだ年度途中なのでというふうに申し上げましたが、こちらにつきましては警察統計ということで、歴年での集計になっております。1月から12月までの集計ですので、令和3年も80人ということで確定しております数字でございますので、ちょっと年度とはできないという部分で大変紛らわしい発言をして しまいました。おわびして訂正させていただきます。

〇漆山光春議長 次に、10番木村章一議員の一般 質問を行います。

「10番木村章一議員」

O10番(木村章一議員) 一般質問を行います。 私は、河北町議会の決議にもあるように、 ロシアプーチン大統領によるウクライナ侵略 は、直ちに戦闘停止しウクライナから無条件 撤退すること、核兵器使用という恫喝をやめ ること、全世界に核物質拡散の危険がある原 発や核施設への攻撃をやめることなどを強く 求めるものであります。

さて、1番目の質問事項であります。

渋川や村山新田川、荒小屋などの排水機場は、排水できる水位を向上させるため、国交省の基準に合わせ、吐出水槽の上端を現況の堤防高さ以上になるように見直し改修を求めるべきではないかということであります。

私は、排水機場の設置に関連する情報を探していましたが、国土交通省が排水機場の設置に関して取りまとめた文書第8章排水機場というものを見つけました。その8ページから9ページに、吐出水槽についての記述がありました。吐出水槽の上端の高さは堤防の高さ(計画堤防または現況堤防の高いほう)以上の高さが必要であると明記されておりました。

令和2年7月豪雨の際に、白水川の荒小屋 地区にある排水機場では、吐出水槽の上端から水が噴き出し、幾ら排出しても効果がない 状況になったため、排水ポンプの運転を停止 し、運転員は退避しました。その後、白水川 の水位が急に下がったため、排水ポンプの運 転を再開することができて、荒小屋地区では 数戸の床下浸水にとどまりました。急に水位 が下がったこと、さらに運転員がそばに待機 していて運転を再開できたことなど、偶然が 重なり荒小屋地区の水没は避けられましたが、 とても危機的な状況にまで至りました。

また、渋川と村山新田川の排水機場では、計画水位まで最上川本流の水位が上昇したため、運転員は国交省の指示でポンプの運転を停止したことにより内水の水位が上がった影響は、ひなの湯の地下ピットが浸水したことなどに現れました。その後も最上川の水位はかなり上昇しましたが、最上川の堤防はこれまで補強工事が進められていて計画水位よりずっと高い水位まで持ちこたえました。白水川の堤防も県による補強工事が続けられており、荒小屋地区の堤防は従来の計画水位をはるかに超える水位に耐えました。

そこで質問の1点目でありますが、白水川の荒小屋地区にある排水機場の吐出水槽上端の高さは現況堤防より、私の目測でありますが、1.5メートルほど低いので、町として関係機関に見直し改修を要請すべきではないでしょうか。

質問の2点目であります。

渋川排水機場の吐出水槽上端の高さは、現 況堤防より目測で0.8メートルほど低く、村山 新田川排水機場の吐出水槽の高さも現況堤防 より目測で0.8メートルほど低いので、町とし て関係機関に見直し改修を要請すべきではな いでしょうか。

質問の3点目は、押切地区にある災害復旧が完了した排水機場の吐出水槽に相当する施設の高さでありますが、その高さは現況堤防より目測で何と3メートルほど低いので、町として各方面と協力して早急に改修すべきではないでしょうか。国の管理、県の管理、また別なところの管理がありますので、それぞれ対応は違いますが、吐出水槽の高さを見直すという点では同じですので、前向きな検討を求めます。

次に、質問事項の2であります。

気候危機から町民と国民の暮らしを守るために、町民に大規模な省エネ推進と再生エネルギー活用の支援を町として進めるべきではないでしょうか。

質問の1点目でありますが、河北町で町民が家庭における省エネルギーの取組として、例えば冷暖房エアコンなど熱効率の高いものへの更新や CO_2 発生が少ないものを選定することなどへの支援や、もっと安くなれば電気自動車などへの切替えなども支援すべきではないでしょうか。

質問の2点目は、河北町の町民世帯の使用電力を再生エネルギーに切り替えて、特にCO2排出の39%を占める発電所で石炭火力をなくし、また、放射能汚染の危険がある原発などから再生可能エネルギー活用に切り替えるための誘導、支援をすべきではないでしょうか。

質問の3点目ですが、町内で再生可能エネルギー発電をするために、農業のソーラーシェアリングや遊休農地活用などの太陽光発電などについて支援すべきではないでしょうか。 質問の4点目であります。

再生可能エネルギーによる電力の利用、税金の優遇、補助金の申請、脱炭素に有効な製品、サービスの選択など、住民や地元企業に専門的なアドバイスを行える支援窓口を、環境省、都道府県と連携を強化しながら設置すべきではないでしょうか。

河北町2050ゼロカーボン宣言によって、具体的な取組を加速して河北町からも災害の発生しない環境づくりを進め、子孫に残す取組に具体的に散布化すべきであります。いかがでしょうか。

以上、森谷町長の答弁を求めます。

○漆山光春議長 10番木村章一議員の一般質問に 対する町長の答弁を求めます。 「森谷町長」

〇森谷俊雄町長 10番木村章一議員の一般質問に お答えいたします。

最初に、渋川や村山新田川、荒小屋などの 排水機場は、排水できる水位を向上させるた め、国交省の基準に合わせ吐出水槽の上端を 現況の堤防の高さ以上になるように見直し改 修を求めるべきではないかについて申し上げ ます。

まず1点目。白水川の荒小屋地区にある排水機場の高さは、現況堤防より目測で1.5メートルほど低いので、町として関係機関に見直し改修を要請すべきではないかについて申し上げます。

東根市土地改良区が管理しております荒小 屋排水機場は、昭和46年頃に建設され、平成 8年から平成10年にかけて全面改修を行い、 計画排水量は1秒間につき1.75立方メートル、 全揚程5.4メートルのポンプ能力で、集水面積 133.9〜クタールの農地湛水防止と併せて荒 小屋集落の浸水防止を目的とした施設となっ ております。現在の荒小屋排水機場の吐出水 槽の高さについては、現況堤防高より1.5メートル低い箇所に位置しております。河川管理 施設等構造令による基準では、排水機場の吐 出水槽の高さは、排水機場を横断する堤防の 高さ以上とするものとされております。

この基準は、河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準として定められ、河川区域に新たに工作物を設置するときの基準となっております。

排水機場の全面改修を行った平成8年頃、 河川協議により吐出水槽の上端の位置を当時 の堤防の高さ以上とし、河川管理施設等構造 令の基準に適合する工作物として整備したも のと推測されます。その後、国の最上川本線 の築堤強化事業により、最上川の堤防がかさ 上げされたことで、支川の河川である白水川についても最上川本川からの逆流を防止するため、本川の築堤高に倣って、河川管理者である県が白水川の築堤のかさ上げなど河川改修を行ってきた経過となっております。その結果、かさ上げされた堤防の高さより、吐出水槽の高さが本川の計画堤防高より1.58メートル低くなっているという現状にあります。

以上が経過でありますが、河川管理者の東根市土地改良区と連携いたしまして、河川管理者である山形県に対して状況を確認いただいているところであり、対応についても調整してまいります。

2点目の渋川排水機場の吐出水槽の高さは、 現況堤防より目測で0.8メートルほど低く、村 山新田川排水機場の吐出水槽の高さも、現況 堤防より目測で0.8メートルほど低いので、町 として関係機関に見直し改修を要請すべきで はないかについて申し上げます。

国土交通省山形河川国道事務所へ確認しましたところ、さきに述べました公益社団法人日本河川協会で示す河川管理者施設等構造令による基準が基本となり、吐出水槽の高さは、新たに排水機場を整備する際には計画堤防、または現況堤防の高いほう以上とされ、既存施設の吐出水槽の高さは、余盛の部分を含まない計画堤防における高さでよいとされる基準であるとの回答を得たところであります。余盛りとは、余り、盛るという字です。余目町の余、あと盛るは盛岡の盛。余盛の部分を含まない計画堤防における高さということです。

渋川及び村山新田川2つの排水機場に照ら し、国と町双方で確認した結果では、渋川排 水機場では計画堤防高と吐出水槽高は同一の 高さで、村山新田川排水機場では計画堤防高 と吐出水槽高では3.6センチ吐出水槽のほう が高く、両施設とも吐出水槽の高さについて 基準を満たしており、町としては見直し改修の要請には至らないと判断しております。排水機場の役割は、洪水による浸水被害をできる限り軽減するための施設であり、周辺関係者の安全安心のため、引き続き関係機関と連携し治水対策強化に努めてまいります。

3点目の押切地区にある災害復旧が完了した排水機場の吐出水槽に相当する施設の高さは、現況堤防より目測で3メートルほど低いので、町として早急に改修すべきではないかについて申し上げます。

押切地区下釜排水機場は、流域面積98.61 ヘクタールの農地湛水被害防止を目的とした 揚程4メートル時に毎秒0.75立方メートルの 排水処理能力を有する農業用施設であります。 ご承知のとおり、この排水機場は令和2年7 月豪雨による内水氾濫により、主要機器が冠 水し機能不全となり、災害復旧工事を施工し ております。

復旧工事は、被災した既存施設への原形復旧が原則となっておりますので、再度の被災を避けるため、ポンプなどの主要設備や電気設備を洪水災害時の浸水深よりも高い位置に設置するなどの対策を講じた上で、既存ポンプの処理能力と同程度の機械設置で復旧を進め、昨年10月に完成しております。

町としましては、昨年9月定例会で補正予算を可決していただき、豪雨時に内水氾濫が想定される押切地区下釜排水機場周辺において、当該地域に居住する住民の生命、身体、財産を水害から保護するため、恒久的な内水処理の方法についての調査をコンサルタント会社に業務委託してまいりました。具体的には、下釜排水機場からの排水を貯留する釜場から直接堤防を越え最上川に排水する手法として、発動発電機、商用電源、既存下釜排水機場から電源を供給し排水ポンプにより排水する方法、排水ポンプ車による排水方法、下

釜排水機場を改良し吐出水槽を設置する方法 について、実現可能な工法であるのか、経済 性、施工性、実用性などの視点から、どの方 法が最適なのかを比較検討してまいりました。

排水ポンプによる排水方法については、発動発電機と商用電源による電源供給では更新も見込んだコスト比較では発動発電機による方法が優れていること、既存下釜排水機場の発動発電機では排水ポンプを稼働させるには発電容量が不足すること、排水ポンプ車はイニシャルコスト、ランニングコストとも高額になるが、押切地区以外でも使用できるメリットも考えられます。

議員ご質問の吐出水槽に相当する施設を早 急に改修することについて、下釜排水機場に は排水を一旦ためておく釜場はありますが、 吐出水槽がない構造となっているため、新た に堤防と同じ高さの吐出水槽を設置するには、 既存排水ポンプの処理機能の強化、排水樋管 及び樋門の新設など堤防の改修等が必要とな りますが、既存排水ポンプは災害復旧事業の 補助を受けて原状復旧されたものであるため、 機能強化自体が基本的にできない、また、堤 防の改修については所管の国土交通省から認 められるか不透明であるといったことに加え、 イニシャルコストが高額になることが課題と なります。

押切地区をはじめとする内水対策は喫緊の 課題であると認識しており、国、県及び地域 の方々と連携して取り組む最上川流域治水プロジェクトに掲げる取組を着実に進めるとと もに、浸水被害軽減を図るための排水手法につきましては、イニシャルコスト、ランニングコストの両面から押切地区さらには町全体の排水対策の観点にも立って、さらに総合的な検討を重ねてまいります。

次に、気候危機から町民と国民の暮らしを 守るため、町民に大規模な省エネと再生可能 エネルギー活用の支援を町として進めるべきではないかについて申し上げます。

1点目の町民が家庭における省エネの取組として、冷暖房エアコンなど熱効率の高いものや、CO2発生の少ないものを選定することなどへの支援、安価になれば電気自動車などへの切替えなどを支援すべきではないか。また、2点目、町民世帯の使用電力を再生可能エネルギーに切り替えて、CO2排出の39%を占める発電所で石炭火力をなくし、放射能汚染の危険がある原発などから再生可能エネルギー活用に切り替えるための誘導支援をすべきではないかについて、関連がございますので併せて申し上げます。

県では令和4年2月にカーボンニュートラルやまがたアクションプランを策定公表し、 その取組の柱として徹底した省エネの推進、 再エネの導入拡大を掲げております。

徹底した省エネの推進では、家庭でのアクションとして省エネ性能の高い照明、家電に買い換えるなどの家電での省エネ、住宅の断熱・気密性能を高めるなどの建物での省エネ、自家用車を次世代自動車になどの乗り物での省エネ、冷暖房は適切な温度になどの行動での省エネ、この4つの取組を行い、再生可能エネルギーの導入拡大では、再エネ発電設備の導入、再エネ蓄電設備の導入、再エネ熱の利用、使用する電力の切替えの4つの取組を行っていくものです。

町では、県のアクションプランを推奨しながら、地球温暖化を食い止め、カーボンニュートラル社会の実現に向けて取り組むべく、令和4年度にゼロカーボン宣言に向けて準備を進め、持続可能な社会実現に向けて先進事例を学びながら具体的な施策を検討し、研究してまいりたいと考えております。

現在もLED照明の切替え、エコドライブの実践、クールビズ・ウォームビズなど省エ

ネの取組、太陽光発電への補助など、再生可能エネルギーの導入を行っておりますが、さらなる省エネの徹底と再エネの導入拡大を推進していくことが重要であると認識しております。

その1つとして、令和4年度には太陽光発電への補助に加え、蓄電池への補助を行うこととしております。

今後、カーボンニュートラル社会の実現に 向け、町民、地域、事業所、経済・産業界、 交通物流界、自治体が総ぐるみで展開し、機 運を高めていく必要があります。地域が抱え ている課題解決も見据えながら、大胆な政策 転換が必要になるとも考えております。

具体的には、住宅における省エネ、買物や 通院のための地域公共交通や農業分野におけ る二酸化炭素排出量の削減、災害対策、雪対 策といった分野における脱炭素の施策に重点 を置きながら、脱炭素社会のビジョンと目標、 そして実現のための工程とアクションプラン を提示していく必要があると考えております。 その中で、設備導入、設備の購入に対する財 政的な支援、カーボンニュートラルへの取組 に対する情報の提供、支援について研究して まいります。

3つ目。町内で再生可能エネルギー発電を するため、農業のソーラーシェアリングや遊 休農地活用などの太陽光発電について支援す るべきではないかについて申し上げます。

国では令和2年度から営農型太陽光発電で発電した電気で電動農業機械等を導入するなど、自らの農業経営の高度化に利活用し、営農型太陽光発電のメリットを営農面でフルに活用するためのモデル構築について民間団体等を支援する営農型太陽光発電システムフル活用事業を行ってまいりました。令和3年度内に有識者から意見を募り、営農型太陽光発電の望ましい在り方を取りまとめたいと令和

4年2月に報道されているところです。

荒廃した農地を再生することへの支援につきましては、事業費が200万円未満の規模のものについては、荒廃農地を再生して営農される地域の担い手等に令和3年度から県と町が事業費の約4分の1ずつを支援する河北町人・農地リニューアル事業費補助金交付事業を開始し、令和4年度にも継続する予定でおります。

さらに農地を適切に継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置する一時転用の営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングにつきましては、通常下部の農地で収穫された農作物の単収が地域の平均的な単収のおおむね8割を下回らないことが要件とされていますが、荒廃農地については再利用する場合にはその要件をなくし、活用しやすいよう国の規制が緩和されております。

令和3年12月定例会でお答えいたしましたが、河北町でも令和3年度に県の許可を受けて稼働を開始されている方がいらっしゃいます。転用許可後、設備の完成が令和3年の10月末であったために、作物のそのソーラーシェアリングの取組として、作物の生産・収穫はこれからの取組となります。

営農型太陽光発電は農地に支柱を立てて行うため、下部の農地で利用できる農作業機械が限られること、日照が不足しても収量に大きく影響しない作物の選定を行う必要があること、また、冬期間における太陽光パネルの除雪対策をどうするか。また、転用期間が終了した際、発電設備の撤去が確実に行われ、農地に復元しなければならないなど、様々な要件・課題もあり、優良な農地が多い当町ではまだまだ実例が少ないのが現状であります。

太陽光発電設備の設置については、このように課題がありますが、以前から都市計画の 用途地域内にある農地の転用は可能であり、 農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を 設置する場合は、一定の条件の下、農業用施 設として取り扱われるということもあります ので、これらを利用して再生可能エネルギー を住宅や農業用施設の電力として活用してい くことは、農村地域におけるカーボンニュー トラル社会の形成に向けた可能性のある取組 であると考えております。

4点目の再生可能エネルギーによる電力の 利用、税金の優遇、補助金の申請、脱炭素に 有効な製品サービスの選択など、住民の地元 企業に専門的なアドバイスを行える支援窓口 を、環境省、都道府県と連携を強化しながら 設置すべきではないかについて申し上げます。

国では、令和4年度から意欲的な脱炭素の 取組を行う地方公共団体等に、脱炭素先行地 域づくり事業及び重点対策加速化事業に対し て、交付金による支援を実施することにして います。また、住宅の高断熱化と高効率設備 により、できるだけ省エネに努め、さらに太 陽光発電によりエネルギーを造り出すことで、 家庭で消費する年間のエネルギー量を正味ゼ ロ以下になる住宅への支援制度もございます。 県においても、ゼロカーボンやまがた2050の 実現に向けて、カーボンニュートラル県民ア クション推進事業費を予算化し、県民総ぐる みの運動として展開していくこととしており ます。普及のための支援内容として、セミナ ーによる普及啓発、セミナーへの講師派遣な どが挙げられております。

町としましても、こうした国、県の事業で活用できるものは活用し、環境省、県の助言を得ながら、町民、事業者総ぐるみの取組につながるよう、支援窓口の設置なども含め、支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

〇漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

議長から申し上げます。

間もなく午後4時になろうとしておりますが、10番木村章一議員の一般質問が終了するまで延長したいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、10番木村章一議員の一般質問が終 了するまで延長することといたします。

再質問に入ります。

「10番木村章一議員」

〇10番(木村章一議員) 再質問いたします。

吐出水槽の在り方についてでありますけれ ども、それぞれ白水川と最上川本流とそれか ら押切地区の場合とで状況違うようでありま すけれども、白水川排水機場については本当 にその吐出水槽と堤防が随分と、後での堤防 補強がかなり強力にやられたと。まさに堤防 補強になっていないところが弱点となった令 和2年7月豪雨だったと。その弱点が、補強 にならなかったところが弱点がですね、壊れ たというようなことがありましたので、その 補強が生きたわけです。ただ、この吐出水槽 といいますか、その堤防の能力に合わせた排 水機場の能力がないと、堤防の効果が十分に 表れないということであります。もちろん、 そういうことを認識されているので、その関 係、あれですね、東根土地改良区などと協議 しながら、その改修に全力尽くしていただく ということだと思います。またいつ同じよう なことが起こるか分からないという強迫観念 もありますが、いつ頃までには一定の方向性 をつくっていきたい、めどを立てていきたい などというようなことがあるかどうか。その 荒小屋土地改良区について、荒小屋の排水機 場についてお聞きしたいと思います。いかが でしょうか。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

〇増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 荒

小屋の排水機場の施設管理につきましては、 東根市土地改良区、あと白水川の管理につき ましては、県のほうの施設管理というような ことになってございます。それで、町長答弁 にもありましたけれども、河川管理者である 山形県のほうから、現実に現況堤防から1.5 メートル低いと、吐出水槽が低いというとこ ろの認識率、意見、確認ですね。ところがま だいただいていないというような状況であり ますので、その状況について確認をいただい た上で、その対応の仕方をできるだけ早く対 応していきたいというふうに考えてございま す。

〇漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番(木村章一議員) まさにこの地区の方々の洪水による、水没といいますか、それを救うのは、そういった行政の取組にかかっているということでありますから、ぜひ急いで、急いだ取組を進めていただきたいと思います。次に、2点目の渋川新田川についてなんですけれども、まずお聞きしたいのですが、運転員が排水ポンプを止めて、それで避難を、退避をしたというのは、その氾濫危険水位、下野排水機場であれば、下野の水位計のところであれば、判断危険水位が16.7メーター。危険降水が17.9メーターでありますけれども、どちらのところに水位が達したときに退避の指示が出たのかということについて、分かればお聞きしたいと思います。

〇漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今、ご質問の氾濫危険水位とか、そういった水位ではありませんで、計画高水というような水位がありまして、そこが1つの作業のポイントとなって、退避するポイントとなります。このことについては、各排水機場のほうの排水機場操作要領というものがございます。これは渋川のほうにもある。

りますし、あとは村山新田川にもあります。 そちらの水位のレベルに達したら、操作員自 らが判断の下になりますけれども、本来、一 時的に避難しなければならないというような 状況になっております。ただし、今回、令和 2年7月の豪雨の際においてのことでありま すけれども、非常に皆さん夢中になって、も う排水作業をやっている中で、実質その水位 を超えた中でポンプを動かしておりました。 そうした実情の中で、それはテレメーターの ほうで、国土交通省のほうで運転しているか どうかというふうな状況は把握できています ので、そうした、もう水位が上昇している中 で、もう作業要領の中で、超えている中で、 運転がされているという状況を鑑みた中で、 実質令和2年の7月豪雨のときには、国交省 のほうから、速やかに一旦作業を停止して逃 げていただきたいというようなことになりま した。また、一定程度、計画高水、ハイウォ ーターというものがあるんですけれども、ハ イウォーターの以下の水準まで水位が至った 中で、再度、出動というようなことで命令が 下っております。

〇漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番(木村章一議員) 氾濫危険水位というのは、そのホームページなどで見ると出ていますよね。私その数字を申し上げたんですけれども、残ったデータによると、計画高水位、ハイウォーターレベルというのが、下野の水位計では17.9メーターで、最大限まで達したのが高水水位として残っているのが18.59メーターですかね。0.69メーターだけ高いところまで、実質計画高水よりも、その最上川の堤防は耐えて、決壊もせずに頑張ってくれたとということのようであります。私のその質問の趣旨は、そこまで堤防が頑張ってくれるのであるから、そのネックが吐出水槽の上端から水があふれるという、そういうことだと

いうことであれば、それを高くすれば、その 堤防の能力に合わせて運転もしてもらえるん ではないかと。具体的に言うとそうすれば、 渋川の内水の水位が上がらずに、ひなの湯の 地下ピットなどにも水が入るようなところま で内水が上がらなかったというふうなことに もできたんではないかななどとも思うわけで すね。そこのところでの議論として、その排 水機場の能力アップというんでしょうか、具 体的には吐出水槽の上端のところをもうちょ っと上げるというふうにしたらどうかと。そ うやって見てみると、資料を見ると、計画高 水位ハイウォーターレベル、あるいは、その 現況がもうその堤防が高かったら高いほうに 合わせる。計画高水よりも現況低かったら、 高いほうの計画高水に合わせて、新築の場合 なんですか、排水機場を造る場合にはそうい うにしなさいというような資料がありました ので、現況を、渋川排水機場と新田川の、村 山新田川の排水機場どうなのかと。目で見て みて、上端から見て、目視ですから、見ると 堤防のほうが大分高いように私は見えたので、 それに合わせて、現況に合わせて高くしても らえないだろうかと。町がやることじゃない ので、町としてぜひ要請すべきだというふう なことを申し上げ、今質問したわけですけれ ども、答弁としては、その計画水位まで、ち ょうど同じ高さだということだから、ちゃん とできているということなんですが、現況は その約0.7メーター高いところまで水が上が らなかったという状況がありますから、現況 水位はプラス0.7メーターだと思うんですね、 そこまで合わせた排水機場能力にしてもらえ るように要請できないかと。要請すべきでは ないかということなんですけれどもいかがで しょうか。

〇漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今のところ国土交通省

のほうで2か所の排水機場ございますけれど も、それに対しての、今更新というようなお 話は今のところない状況でございます。先ほ どもお話ししましたけれども、実態的には堤 防よりも水槽の高さが低いわけですから、仮 にそこを水槽を上げればその間時間稼ぎ、時 間稼ぎといいますか、長く排水が可能である からやってはいいのではないかというような 視点でお話があるわけですけれども、実質は 現況の水槽高さよりも低い高さの中で、もう 操作要領の中ではもう避難しなければならな い高さにもなります。操作要領の中で。そう した状況もありますけれども、今から、この 排水機のポンプ場の施設の更新というような 時期がいつなのかは不明なところございます けれども、そうした中では、そうした現況の 堤防高さというものを見据えた指針に基づい た、地域としてのこの治水対策の最善の対策 というようなものを視点に織り込んだ中での 協議はされてもいいのかなと思っております。

〇漆山光春議長 「10番木村章一議員」

〇10番(木村章一議員) そんなことあってほし くはないんですが、令和2年7月並みの、そ れを超える水害がやってこないという保証は ないという中で、できるだけ今堤防、それか ら河道掘削もして、そもそも水位を下げると いう努力もしていただいております。それは それでもう、大いに進めてもらって、なおか つ、さらにせっかく堤防が全体としてそうい うふうに補強がずっと進められているという のは見ておりますから、その堤防の補強にあ ったような排水機場のこの水位関係の能力と いうのも見直してもらうというようなニーズ をちゃんとその関係機関にしっかりと伝えて、 伝え続けていくということをぜひともやって いただきたいと思うんですが、その辺はいか がでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 流域治水プロジェクト 緊急治水プロジェクト、まずは河道掘削があ って、あとは遊水地であったり、無堤区間の 堤防、いろんな今事業展開、向こう10年間と いうことで。今の現状では、そこの中には排 水機場の整備まで至ってないという状況であ りますけれども、やはり内水対策という部分 について、やはり地域住民の方々が非常に関 心の高い視点の1つでありますので、治水対 策の中の、そうした部分いろんな場の中で、 そういった地域の声などもあるというものを 伝えながら、より強靭な町のほうの治水事業 の展開が進めるように、この流域治水プロジ ェクトだけに限らずですけれども、そうした ことを頭に入れながら、町としてもお話はさ せていただければなと思っています。

〇漆山光春議長 「10番木村章一議員」

〇10番(木村章一議員) 繰り返しにもなります が、計画高水を下野地区の水位計によると 0.69メーター上回るまで水位が上がったと、 計画高水よりもですね。18.59という数字が残 っておりますから、そうすると0.69メーター 水位が上がったけれども、堤防は耐えてくれ たということでありますから、それに見合う ポンプ場の能力にしていただくというような ことはニーズとしてあるのではないか。今、 その河北町関連の最上川水系沿いのその水防 という点については、大いに状況が動いてい るという、こういう中でありますから、どん どんと防災のために動いている状況でありま すから、そういう中でこれをしっかりとニー ズとして出していくということも必要なんじ ゃないかなと思うんですが、その辺いかがで しょうか。町長いかがですか。

〇漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 様々なご意見、貴重な ご意見だと思います。そうしたニーズも反映 しながらですけれども、我々治水対策のほう に取り組んでまいります。

〇漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番(木村章一議員) 次に、押切地区は状況 少し違って、誰がやるかという点で、町が頑 張らなきゃいけない状況で、既に私が何回か あのポンプ場はあのままでは十分な能力発揮 し切れないという問題を指摘して、それに対 応して調査を進めていただいて、3つの方式 があって、どれを選ぶかという段階なのか、 課題が別だということが分かったという段階 なんですかね、これは今後のいつ頃までに、 どんな判断をして、どう流れていくかという、 ちょっと流れについて少し考えを教えてくだ さい。

〇漆山光春議長 「真木総務課主幹」

〇真木秀章総務課主幹 ただいまご質問いただき ました押切地区下釜排水機場周辺における内 水処理手法ということにつきましては、町長 答弁にもございましたとおり、昨年9月の補 正予算でお認めいただきまして、コンサルタ ントのほうに、業者のほうに諮りまして、最 適な工法では何なのかというのを比較検討し たところであります。町長答弁と重なるとこ ろがございまして大変恐縮なんですが、そこ では排水ポンプと吸い込み水槽を設置して、 堤防を乗り越えて最上川のほうへ排水する手 法と。あとは議員かねてからご提案されてお ります吐出水槽を設置する方法と。あとは、 排水ポンプ車をもってこれを排水するという ことでの大きく分けて3つの手法におきまし て比較検討しております。大きく分けてと申 しましたが、今申し上げた排水ポンプ、最初 に申し上げましたけれども、電源供給につき ましても発電機を使うか、商用電源を使うか、 あるいは既存の下釜排水機の電源を使うかと いう部分でも比較検討してまいりました。町 長答弁ございますように、例えば排水ポンプ でしたらイニシャルコスト、ランニングコス

トともに高額になりますけれども、当然動く 車両ですので、当然押切地区に限らず、いろ いろなところで使えるというメリットも考え られます。ただ、やはり高額になると。固定 で活用するという部分では、発動発電機を使 った排水ポンプという手法も考えられるとい うふうなところでの調査結果を把握はしてお りますが、この中で、町としてじゃあどの方 向にかじを切っていくのかという部分につい ては、まだ定まっていないところがございま して、引き続き検討をしていかなければいけ ない課題であるというふうな認識でおります。

〇漆山光春議長 「10番木村章一議員」

〇10番(木村章一議員) 既にその押切地区下釜 排水排水機場については、問題があるという ことは分かっているわけですから、なので調 査もされているということでありますから、 いつ頃までにと、せっかく本堤防が完成して も、その押切地区では安心できないわけです よ、この排水機場この能力では。ということ ですから、いつ頃までには結論を出して、方 向性を決めるとかですね。それからポンプ方 式は、河北町でその押切地区に排水ポンプ、 別置きの排水ポンプですかね、自動車型とか そういう移動できるものが設置されたとして、 ほかでも使えるというんですけれども、河北 町内ではみんな一斉に必要になりますから、 もう押切で使うしかないんですよ。よその県 とかなんかで、困っているとなったときに行 って助けるとかいうとこには使えますけれど も、そういう意味では、それは1つ特徴にと いうか、利点にはならないとは思うんですね。 ただ、それも1つの方式だと思います。そう いうことを認識しながらでも、これはもう押 切専用だと、いざとなったらそこへ走って行 ってそこで使うんだということでも、いいと は思うんですけれども、早く決めて、早く取 りかからなきゃいけない。どの方式するかい

つまで決めますか。お聞きします。

〇漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午後4時06分

再 開 午後4時06分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 昨年の9月からの検討で、ある 程度技術的な面からの検討は出て詰まってい るというふうに考えます。あとは、さっき言 ったように、イニシャルコスト、ランニング コストあるわけですけれども、財源的な検討 もしたいなというふうに思っています。こっ ちだと、ここまであって、こういうあって、 イニシャルコスト中心になると思いますけれ ども、イニシャルコストは排水ポンプのほう は非常に高額になりますけれども、排水ポン プ車を購入した場合の財源的な手当て、それ とそこに排水溝のほうに手を加える、そこも 見極めて最終的に考えていきたいと。今、木 村議員からもご指摘ありましたけれども、排 水ポンプ車、いろんなところ使えるというこ とですけれども、現実的に、まず町のために 買うということがまずは基本ですから、そこ を基本に検討するということなので、時間稼 ぎをやっているわけでも何でもありませんの で、少なくとも4年度予算には反映になって いませんけれども、5年度に向けた方向性を 出すべく検討は進めていきたいと。4年度中 ぐらいには結論を得ていきたいなという思い で事務方のほうには、いろんな検討を指示し たいというふうに思っています。

〇漆山光春議長 「10番木村章一議員」

〇10番(木村章一議員) 分かりました。よろしくお願いしたいと思います。

それから、気候危機対策のほうに移ります けれども、方向性としては同じ方向だという ふうに私も思っております。より具体的に進 めるべきだということで、今回質問いたしま した。省エネと再エネ活用というのを両方やるというのがポイントだと思って、町もそういう方向に向いているということだと思います。ポイントは町民によく理解していただいて、なるほど取り組もうというふうに思っていただく、取り組もうとしたときにどうしたらいいかということが分かるようにしていくということだと思いますので、その相談窓口、よく分かっている相談窓口、あそこへ行くといろとアドバイス、やり方教えてもらえるのでというような相談窓口をつくっていくというふうにすべきだと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

〇漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○字野勝まちづくり推進課長 まずは、来年中に ゼロカーボン宣言をさせていただきたいとい うことで、その準備を進めてまいりたいと思 っています。その次に、令和5年度に現在の 環境計画の見直しが入ってまいります。この 中で具体的なプランとかそういったものを、 ビジョンと目標と掲げていく必要があるとい うふうに考えてございます。やはり何といい ましても、皆様のご理解がないと全くこれは 進んでいかない事業というふうに思っており ます。

あともう1点、やはりうちの町だけでなくて、広域的に、県あるいは全国、国全体としての取組も必要だというふうに思っておりますので、その辺は国県の動向を見ながら、歩調を合わせながら進めていくというのがいいかなというふうに今のところ考えております。

相談窓口、今のところはそういった施策に 関してまちづくり推進課、今ありますけれど も、生活環境のほうですけれども、そこら辺 が中心になっていく必要があるのではないか な。ただ、幅広うございますので、つなぎ補 助の制度などは、つなぎというところになる かもしれませんけれども、そういったパンフ レット作成などもにらみながら令和5年度に 計画のほうに盛り込んでいきたいというふう に思ってございます。

〇漆山光春議長 「10番木村章一議員」

〇10番(木村章一議員) 防災の場合には、特に 水害などはマイタイムラインということで、 ずっと身近に寄せて自分のところでニュース を見たりなんかしながら、本当に必要なとき にはすぐ逃げられる段取りするための、家族 の中でのその計画を立てなさいというのを誘 導していくということがありますけれども、 このゼロカーボンに向けては、私のこれ個人 的な発想ですけれども、マイゼロカーボンプ ランみたいなのをつくって、各家庭で自分が どれだけCO2を発生しているかって分かり やすく、電気料金幾ら使っていれば何キログ ラムになりますよと、車で何リッター走れば 幾ら、あれ出していますよというようなこと で分かりやすいと思うんで、それをその太陽 光発電とか、そういうふうな再エネの電力に 変えていけば、カーボンゼロになるとか、そ もそもその発生するものを、車が使うガソリ ン量を減らすとか、電気料金減らすためには やっぱり熱効率の高い家電品に、そのタイミ ングだったらそういうものを選んでいくみた いなことを誘導するというようなことなども、 その宣言の具体化のときには入れていくべき ではないかと思うんですが、いかがでしょう カシ

〇漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○字野勝まちづくり推進課長 ご意見ありがとう ございます。やはり、どれだけ省エネ、エネ ルギーのほうをゼロカーボンに近づけていく かっていう、見える化というのも必要かなと いうふうに、今ご意見を頂戴いたしまして思 ったところであります。ぜひそういったご意 見なども具体的なプランの中に取り入れて、 あるいは町民の皆様に周知していく際にはそ ういったところも考えながらやっていければなというふうに考えてございます。

〇漆山光春議長 「森谷町長」

〇森谷俊雄町長 カーボンに向けての取組は、本 当に皆さん認識は、グローバルな目線では皆 さん共有できてきていると思います。これだ け災害が起きて、いろんなことが起きている。 そこはもうできているんです。じゃあ自分の 取組として我がこととして、ゼロカーボンに 向けたアクションをどう取っていけばいいん だと。やっぱりここがキーになると思います。 そこが町の取組の大事なポイントになると思 います。そういった意味で、端的に言えば、 いかに家計に対してもメリットが出てくるん だというふうなこと、あともう一つは、投資 はしなきゃならんけれども、その投資に対し てどういうことが地域の課題が解決できるの か。先ほど私の答弁にございましたけれども、 1つは農業であり、高齢化という問題もあり ます。あともう一つは、豪雪の問題であった り。要するに、直接ゼロカーボンとは結びつ かないみたいではありますけれども、やっぱ り身近な地域課題を解決する上で、再エネな り、省エネという視点でどうアプローチする ことが地域課題の解決につながっていくんだ と。それを町としての視点でつくり上げてい く、そして取組につなげていける宣言であり、 環境計画につなげていきたいというふうに考 えております。

〇漆山光春議長 「10番木村章一議員」

- O10番(木村章一議員) 時間ですので、終わり たいと思います。以上です。ありがとうござ いました。
- **○漆山光春議長** 以上で10番木村章一議員の一般 質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。 明日3月10日は午前9時までご参集をお願いします。 本日はこれをもって散会します。 お疲れさまでした。

午後4時14分 散 会